

平成 17 年 4 月 27 日
金 融 庁

平成 15 年度政策評価結果の政策への反映状況

我が国の行政においては、政策評価を実施するとともに、その評価結果を政策に適切に反映させ、政策に不断の見直しや改善を加えることにより、効率的で質の高い行政及び成果重視の行政の実現が求められています。こうしたことから、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」においては、政策評価の結果の政策への反映状況について公表することとしています。

金融庁においては、15 年度実績評価書（評価対象期間：平成 15 年 7 月～16 年 6 月）及び 16 年度事業評価書（対象事業：17 年度概算要求に係る新規・拡充事業）を 16 年 8 月に公表したところですが、今般、上記法律を踏まえ、政策評価の結果の政策への反映状況を取りまとめましたので、公表いたします。

なお、取りまとめに当たっては、評価結果を踏まえて、どのように政策の改善・見直し等を行うこととしたのか、その方針を説明するとともに、当該方針に沿って実施した具体的な措置内容を例示しています。

目 次

I 15年度実績評価の評価結果に基づく反映状況

法定任務	基本目標	重点目標	政策	ページ
I 金融機能の安定	1 金融機関が健全に経営されていること	(1) 不良債権問題が正常化されること (2) 金融機関のリスク管理態勢が確立されていること	① 主要行の不良債権処理の促進 ② リレーションシップバンキングの機能強化 ① 効果的なオフサイトモニタリングの実施 ② リスクに対応した実効性のある検査の実施 ③ 早期警戒制度、早期是正措置制度的確な運用等 ④ 資本増強行の経営の健全化	1 7 13 15 17 19
	2 金融システムの安定が確保されていること	(1) 金融システムの安定に支障が生じる事態が顕現化せず、安定が維持され、金融機関破綻時においても混乱なく円滑な処理が図られること (2) 国際協力を通じて金融機能の安定が確保されていること等	① システミックリスクの未然防止 ② 新しい公的資金制度の必要性などについて検討し、必要な場合は法的措置 ③ ペイオフ解禁に対する周知徹底 ④ 円滑な破綻処理のための態勢整備 ① 国際的な金融監督基準のルール策定等への貢献 ② 新興市場国の金融当局への技術支援	21 23 25 27 29 31
II 預金者、保険契約者、投資家等の保護	1 国民が金融サービスを適切に利用できること	(1) 金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること	① 保険におけるセーフティネット等のあり方についての検討	33
		(2) 国民が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについて理解していること	① 各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどに係る情報の提供 (金融知識の普及活動について) (広報活動について)	35 37
		(3) 金融分野において個人情報適切に取り扱われていること	① 金融分野における個人情報保護のための適切な対応	39
		(4) 企業内容の情報開示が十分行われていること	① 証券取引法に基づくディスクロージャーの充実 ② 会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化 ③ 公認会計士監査制度の整備・改善	41 43 45
	2 金融機関等が金融サービスを公正に提供していること	(1) 金融機関等の法令遵守態勢が確立されていること	① 利用者保護の観点からの厳正で実効性のある検査の実施 ② 金融機関等の法令遵守に対する厳正な対応 ③ 貸金業者に対する的確な監督	47 49 51
	3 市場が公正であること	(1) 証券市場において取引の公正が確保されていること	① 証券市場の公正性を損ねる証券犯罪及び悪質な市場仲介者の徹底摘発、並びに証券市場における公正な価格形成等の確保 ② 証券市場に対する監視機能の強化	53 55

法定任務	基本目標	重点目標	政策	ページ
Ⅲ 円滑な金融等	1 我が国金融が金融環境の変化に適切に対応できていること	(1) 多様な資金需要・投資ニーズに対応できる証券市場となっていること及び証券市場への資金の流れが拡大すること	① 個人投資家の参加拡大 (外国為替証拠金取引について) ② 証券市場の機能拡充	57 59 61
		(2) 金融インフラがIT化等に対応したものであること	① 証券決済システムの改革	63
		(3) 企業金融が円滑に行われること	① 中小企業金融の円滑化	65
	2 金融機関の企業活動が活発に行われていること	(1) 自らの判断に基づき効率的な金融機関の企業活動が行われること	① 規制改革推進3か年計画(再改定)の着実な実施 ② 金融行政の透明性の向上に向けた情報発信	67 69
		(2) 新規参入等を通じて競争が促進されていること	① 信託業のあり方についての見直し	71
	3 金融機関等が犯罪に利用されないこと	(1) 金融機関等がマネー・ロンダリング及びテロ資金供与に利用されないこと	① マネー・ロンダリング対策及びテロ資金対策の強化	73

(業務支援基盤整備に係る政策)

分野	課題	政策	ページ
1 人的資源	(1) 専門性の高い人材の育成	① 専門的研修の実施	75
2 情報	(1) 国民サービス向上のための行政の情報化	① 行政手続きのオンライン化の推進	77
	(2) 行政事務の効率化のための情報化	① 行政事務の電子化	79
	(3) 金融行政の専門性向上のための情報収集・分析	① 専門性の高い調査研究の実施 ② 金融研究研修センターの機能拡充	81 83

Ⅱ 16年度事業評価の評価結果に基づく反映状況

事業名	ページ
1 地域再生計画と連携した投資家教育プロジェクト	85
2 マネー・ロンダリング対策及びテロ資金対策に係るコンピュータ・システムの機能改善	87
3 新興市場国当局者を対象とした金融行政研修	89
4 オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化	91
5 公認会計士試験に係るコンピュータ・システムの構築	93

**I 15年度実績評価の評価結果に
基づく反映状況**

1. 政策名

主要行の不良債権処理の促進

2. 評価結果の概要

- 平成 16 年度における主要行の不良債権比率半減を実現するために、「金融再生プログラム」(14年10月)に盛り込まれた措置を着実に実行するとともに、整理回収機構(RCC)の機能の一層の活用や、産業再生機構との連携など、産業と金融の一体的再生に向けた取組みを推し進める必要があります。
- 16 年9月期を対象とした特別検査の実施や検査・監督を通じて金融機関の大口与信管理態勢への取組みをフォローすることで、不良債権問題の解決に向けて全力を尽くしていく必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 主要行の不良債権問題の解決に向けて、引き続き「金融再生プログラム」を着実に実施し、また、RCC の機能活用の推進に向けた取組みを行うとともに、産業再生機構との連携等を図ることとしました。
- 平成 16 年9月期においては、主要行の不良債権問題の終結を目指し、「金融再生プログラム」の達成を確実なものとするため、前期(16年3月期)のフォローアップにとどめず、大口債務者を対象とする特別検査を実施することとしました。

(2) 措置状況

- 「金融再生プログラム」の諸施策の実施
 - ・ 17 年3月末までに主要行の不良債権比率を半減させる目標の達成に向け、「金融再生プログラム」の諸施策を着実に推進しました。その結果、不良債権比率は 8.4% (14 年3月期) から 4.7% (16 年9月期) と、目標の達成に向けて着実に減少しています。なお、具体的な実施状況は別添のとおりです。
- 整理回収機構の機能の一層の活用
 - ・ 整理回収機構は、16 年7月から 17 年3月末までに金融再生法第 53 条に基づき健全金融機関から 1,629 億円(元本ベース)の不良債権を買取る一方、12,205 億円(元本ベース)の保有債権をバルクセールしました。また、16 年7月から 17 年2月末までに 65 件の企業再生(法的再生・私的再生)を実施するとともに、16 年7月から 17 年3月末までに「RCC 企業再編ファンド」について 23 行と業務委託契約を締結しました。
なお、整理回収機構においては、「金融改革プログラム」(16 年12月)を踏まえ、再生機能の見直し及び保有債権の流動化についての考え方を取りまとめて公表しました(17 年4月)。

○ 産業再生機構との連携

- ・ 産業再生機構は、16年7月から17年3月末までに23件の支援決定を行っていますが、産業再生機構が支援決定等を行う場合、あらかじめ主務大臣の意見を聴くこととされていることから、内容を精査のうえ適切に対応しました。また、16年9月に開催された「事業再生市場の現状と今後の課題に関するシンポジウム（主催：内閣府）」を後援しました。

○ 特別検査の実施

- ・ 16年8月、主要行全11行に対し立入検査を行い、同年11月に検査結果を通知しました。

担当部局

監督局総務課、総務課金融危機対応室、銀行第1課、検査局総務課

平成16年度実施計画における関連政策

政策Ⅰ－1－(1)－① 主要行の不良債権処理の促進

「金融再生プログラム」の実施状況

平成17年3月末日現在

項 目	実施状況
平成16年度には、主要行の不良債権比率を現状の半分程度に低下させ、問題の正常化を図る	・8.4%（14年3月期）から、8.1%（14年9月期）、7.2%（15年3月期）、6.5%（15年9月期）、5.2%（16年3月期）、4.7%（16年9月期）と、目標の達成に向け着実に減少。
1. 新しい金融システムの枠組み	
（1）安心できる金融システムの構築	
（ア）国民のための金融行政	
（イ）決済機能の安定確保	・「預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」を施行（15年4月1日）。
（ウ）モニタリング体制の整備	・「金融問題タスクフォース」を設置（14年12月27日）。これまでに18回開催。
（2）中小企業貸出に対する十分な配慮	
（ア）中小企業貸出に関する担い手の拡充	・銀行免許認可の迅速化について直ちに対応。 ・信託業の担い手や受託可能財産の範囲の拡大等を内容とする「信託業法」を施行（16年12月30日）。
（イ）中小企業再生をサポートする仕組みの整備	・RCCにおいて、中小企業再生型信託スキームを創設（14年11月22日）。
（ウ）中小企業貸出計画未達先に対する業務改善命令の発出	・平成14年度健全化計画から適用。
（エ）中小企業の実態を反映した検査の確保	・「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」等で得た情報を活用し、中小企業の経営実態に応じた検査を実施。 ・中小企業の実態に即した検査を確保する観点から、検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を改訂（16年2月26日）。 ・同別冊について、検査官への研修、金融機関、中小企業の経営者等への説明会の開催など周知徹底活動を実施。
（オ）中小企業金融に関するモニタリング体制の整備	
①「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」の創設	・「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」を金融庁（14年10月25日）・財務局等（14年11月1日）に開設。PR用チラシを地方自治体、商工会・商工会議所等に配付。
②「貸し渋り・貸し剥がし検査」の実施	・「『貸し渋り・貸し剥がしホットライン』情報の受付・活用状況について」を四半期毎に公表（直近は17年1月21日）。
（3）平成16年度に向けた不良債権問題の終結	
（ア）政府と日銀が一体となった支援体制の整備	
①日銀特融による流動性対策	・必要な場合には、直ちに対応。
②預金保険法に基づく公的資金の投入	・必要な場合には、直ちに対応。
③検査官の常駐的派遣	・「『特別支援金融機関』に対する経営監視について」を公表（15年4月4日）。
（イ）「特別支援金融機関」における経営改革	
①経営者責任の明確化	・厳しく対応する方針。
②適切な管理方法（「新勘定」、「再生勘定」）	・「管理会計上の勘定分離の仕組みの整理について」を公表（15年4月4日）。
③事業計画のモニタリング	・「金融問題タスクフォース」を設置（14年12月27日）。これまでに18回開催。
（ウ）新しい公的資金制度の創設	・金融審議会において、「金融機関に対する公的資金制度のあり方について」を公表（15年7月28日）。「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」を施行（16年8月1日）。
2. 新しい企業再生の枠組み	
（1）「特別支援」を介した企業再生	
（ア）貸出債権のオフバランス化推進	・的確に対応。財政的措置については、RCCによる53条買取に係る収支状況を見極めながら検討。
（イ）時価の参考情報としての自己査定を活用	・預保・RCCにおいて、「金融再生法第53条買取りに際しての時価についての考え方」を公表（14年12月20日）。
（ウ）DIPファイナンスへの保証制度	・「中小企業信用保険法の一部を改正する法律」を施行（14年12月16日）。

項目	実施状況
(2) R C Cの一層の活用と企業再生	
(ア) 企業再生機能の強化	・ R C Cにおいて、「R C Cの企業再生機能の強化について」を公表（14年11月22日）。
(イ) 企業再生ファンド等との連携強化	・ 預保・R C Cにおいて、「保有債権の流動化・証券化についての基本的な考え方」を公表（14年12月20日）。
(ウ) 貸出債権取引市場の創設	・ 全国銀行協会において、「貸出債権市場協議会報告書」を公表（15年3月28日）。 ・ 全国銀行協会において、「貸出債権市場における情報開示に関する研究会報告書」を公表（16年4月9日）。
(エ) 証券化機能の拡充	・ 預保・R C Cにおいて、「保有債権の流動化・証券化についての基本的な考え方」を公表（14年12月20日）。
(3) 企業再生のための環境整備	
(ア) 企業再生に資する支援環境の整備	・ 産業再生・雇用対策戦略本部で関係府省に要請（14年11月12日）。
(イ) 過剰供給問題等への対応	・ 経済産業省において、「早期事業再生ガイドライン」を公表（15年2月26日）。
(ウ) 早期事業再生ガイドラインの策定	・ 「産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律」を施行（15年4月9日）。
(エ) 株式の価格変動リスクへの対処	——
(オ) 一層の金融緩和の期待	——
(4) 企業と産業の再生のための新たな仕組み	・ 産業再生・雇用対策戦略本部において、「企業・産業再生に関する基本指針」を決定（14年12月19日）。 ・ 「株式会社産業再生機構法」を公布（15年4月9日）。同機構設立（15年4月16日）。41件について支援決定。
3. 新しい金融行政の枠組み	
(1) 資産査定を厳格化	
(ア) 資産査定に関する基準の見直し	
①引当に関するD C Fの手法の採用	・ 日本公認会計士協会において、「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法（D C F法）が採用されている場合の監査上の留意事項」を公表（15年2月25日）。 ・ 検査マニュアルを改訂・公表（15年2月25日）。
②引当金算定における期間の見直し	・ 日本公認会計士協会において、「銀行等金融機関の正常先債権及び要注意先債権の貸倒実績率又は倒産確率に基づく貸倒引当金の計上における一定期間に関する検討」を公表（15年2月25日）。 ・ 検査マニュアルを改訂・公表（15年2月25日）。
③大口債務者に対する銀行間の債務者区分の統一	・ 平成15年1月よりスタートする検査から適用。
④デット・エクィティ・スワップの時価評価	・ 取引の時期を問わず、時価評価を適用することを主要行（14年11月11日）、日本公認会計士協会（14年11月12日）に要請。
⑤再建計画の厳格な検証	・ 「再建計画検証チーム」を設置（14年12月24日）し、平成15年1月以降の特別検査及び特別検査フォローアップにおいて検証。
⑥担保評価の厳正な検証	・ 主要行に法定鑑定評価の運用の強化と法定鑑定の明確化および自行評価（子会社評価を含む）の運用の強化を要請（15年3月14日）。
(イ) 特別検査の再実施	・ 「特別検査等の実施結果について」を公表（15年4月25日）。 ・ 「特別検査フォローアップの結果について」を公表（15年11月14日）。 ・ 「特別検査の結果について」を公表（16年4月27日、16年11月12日）。
(ウ) 自己査定と金融庁検査の格差公表	・ 主要行の自己査定と検査結果の格差を公表（14年11月8日、15年9月9日、16年9月16日）。
(エ) 自己査定の是正不備に対する行政処分の強化	・ 事務ガイドラインの改正を公表（14年12月10日）。
(オ) 財務諸表の正確性に関する経営者による宣言	・ 金融審議会の報告（14年12月16日）を踏まえ、一般上場企業等を対象として内閣府令を改正（15年3月31日）。主要行は平成15年3月期の有価証券報告書から実施。

項目	実施状況
(2) 自己資本の充実	
(ア) 自己資本を強化するための税制改正	
①引当金に関する新たな無税償却制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度税制改正要望として、関係府省に要望（14年11月7日）。 ・平成15年度与党税制改正大綱において、「繰延税金資産の取扱いをはじめ、金融行政、企業会計制度を含む全体としての対応策とあわせ、税制上の措置についても検討を続ける」とされた（14年12月13日）。 ・平成16年度税制改正要望として関係府省に要望（15年8月29日）。 ・本要望の実現へ向け、必要な論点整理を行うため、「金融機関の自己資本充実に関する税制研究会」を開催（15年10月16日、11月12日）。 ・平成16年度与党税制改正大綱において、「金融機関の自己資本に関する金融行政上の対応や関連する企業会計制度の検討とあわせ、納税者間の公平、税制度としての執行可能性を前提に、金融機関や財政に及ぼす影響等を踏まえ、検討する」とされた（15年12月17日）。なお、欠損金の繰越控除の期間については、5年から7年に延長された（平成13年度発生分から適用）。
②繰戻還付金制度の凍結措置解除	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度税制改正要望として関係府省に要望（16年8月31日）。 ・平成17年度与党税制改正大綱において、「今後の金融機関の自己資本の状況等を見極め、金融機関の自己資本に関する金融行政上の対応の検討等とあわせ、納税者間の公平、税制度としての執行可能性を前提に、金融機関や財政に及ぼす影響等を踏まえ、引き続き検討する」とされた（16年12月15日）。
③欠損金の繰越控除期間の延長検討	
(イ) 繰延税金資産に関する算入の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・厳正な評価について主要行に要請（14年11月11日）。 ・金融審議会の「自己資本比率規制に関するワーキンググループ」において、「経過報告」を公表（15年7月28日）。 ・繰延税金資産の情報開示の拡充について主要行に要請（15年10月31日）。 ・金融審議会金融分科会第二部会から報告書「自己資本比率規制における繰延税金資産に関する算入の適正化及び自己資本のあり方について」を公表（16年6月22日）。
(ウ) 繰延税金資産の合理性の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・日本公認会計士協会において、会長通牒「主要行の監査に対する監査人の厳正な対応について」を公表（15年2月25日）。
(エ) 債務者に対する第三者割当増資部分の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・事務ガイドラインの改正を公表（15年2月21日）。
(オ) 銀行の自己資本のあり方に関する考え方の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・金融審議会の「自己資本比率規制に関するワーキンググループ」において、「経過報告」を公表（15年7月28日）。 ・金融審議会金融分科会第二部会から報告書「自己資本比率規制における繰延税金資産に関する算入の適正化及び自己資本のあり方について」を公表（16年6月22日）。
(カ) 自己資本比率に関する外部監査の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・主要行等に対して、平成15年3月期末より、自己資本比率の算定に関し、外部監査を受けることを要請（15年4月4日）。銀行法施行規則等を改正（15年4月14日）。 ・日本公認会計士協会において、業種別監査委員会報告「自己資本比率算定に関する外部監査を「金融機関の内部管理体制に対する外部監査に関する実務指針」に基づき実施する場合の当面の取扱いについて」を公表（15年4月15日）。
(3) ガバナンスの強化	
(ア) 外部監査人の機能	<ul style="list-style-type: none"> ・日本公認会計士協会に要請（14年11月12日）。 ・日本公認会計士協会において、会長通牒「主要行の監査に対する監査人の厳正な対応について」を公表（15年2月25日）。
(イ) 優先株の普通株への転換	<ul style="list-style-type: none"> ・「公的資本増強行（主要行）に対するガバナンスの強化について」を公表（15年4月4日）。
(ウ) 健全化計画未達先に対する業務改善命令の発出	<ul style="list-style-type: none"> ・「公的資本増強行（地域銀行等）に対するガバナンスの強化について」を公表（15年6月30日）。
(エ) 早期是正措置の厳格化	<ul style="list-style-type: none"> ・事務ガイドラインの改正を公表（14年12月10日）。
(オ) 「早期警戒制度」の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・事務ガイドラインの改正を公表（14年12月10日）。
4. 今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・金融審議会において、「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」を公表（15年3月27日）。 ・「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を公表（15年3月28日）。 ・各中小・地域金融機関より「リレーションシップバンキングの機能強化計画」提出（～15年8月29日）。 ・「リレーションシップバンキングの機能強化計画の概要について」を公表（15年10月7日）。 ・「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムの進捗状況（平成15年度上半期）について」を公表（16年1月16日）。 ・「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムの進捗状況（平成15年度）について」を公表（16年6月30日）。 ・「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムの進捗状況について（平成15年度～16年度上半期）」を公表（16年12月27日）。

1. 政策名

リレーションシップバンキングの機能強化

2. 評価結果の概要

- 平成 16 年度までが「集中改善期間」とされていることを踏まえ、引き続き、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」（15 年 3 月）（以下「アクションプログラム」という。）に基づき、中小企業対策との連携も含め、リレーションシップバンキングの機能強化を図り、中小企業金融の再生、健全性確保・収益性向上に向けた施策の推進をより一層促す必要があります。このため、各金融機関の機能強化計画について各種取組みが確実に実施され、その定着が図られるよう、的確なフォローアップ等の措置を適切に講じる必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 引き続き、アクションプログラムに基づき、中小・地域金融機関のリレーションシップバンキングの機能強化を図ることとしました。そのため、平成 16 年度までの「集中改善期間」において、引き続き、半期毎に財務局において機能強化計画の実施状況についてフォローアップを行うこととしました。

(2) 措置状況

- 機能強化計画の実施状況についてのフォローアップ等
 - ・ アクションプログラムに盛り込まれた施策を着実に推進しています。その具体的な実施状況は別添のとおりです。また、各金融機関の機能強化計画の実施状況について、的確なフォローアップに努めました。
- 「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム(17~18 年度)」の策定・公表
 - ・ 金融審議会金融分科会第二部会「リレーションシップバンキングのあり方に関するワーキンググループ」等において、アクションプログラムの実績等の評価等について議論が行われ、その結果を踏まえ、17 年 3 月、17~18 年度の 2 年間の「重点強化期間」を対象とする「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム(17~18 年度)」を策定・公表しました。

4. 担当部局

監督局 総務課協同組織金融室、銀行第 2 課

平成 16 年度実施計画における関連政策

政策 I - 1 - (1) - ② リレーションシップバンキング（間柄重視の地域密着型金融）
の機能強化

「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」の進捗状況(項目別)

平成16年12月27日現在

項目	進捗状況
I. 中小企業金融の再生に向けた取組み	
1. 創業・新事業支援機能等の強化	
(1) 融資審査態勢の強化	各金融機関に要請(15年3月28日)
(2) 「目利き研修」の集中的実施	各業界団体に要請(15年3月28日)
(3) 産学官のネットワーク構築・活用等(「産業クラスターサポート会議」の立上げ)	・各金融機関に要請(15年3月28日) ・産業クラスターサポート金融会議の実施方法等について、各財務局に指示(15年4月28日) ・近畿財務局で全国初の会議開催(15年5月21日)後、15年6月12日までに全財務局において開催
(4) ベンチャー企業育成支援のための日本政策投資銀行等との連携強化	各金融機関に要請(15年3月28日)
(5) 中小企業支援センターの活用	・各金融機関に要請(15年3月28日) ・中小企業支援センターと地域金融機関の連携・活用事例等を各財務局を通じ、各金融機関へ情報提供(15年4月28日)
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化	
(1) 経営情報やビジネスマッチング情報を提供する仕組みの整備	各金融機関及び各業界団体に要請(15年3月28日)
(2) 取引先企業への支援業務にかかる銀行法等における具体的考え方の整理・公表	事務ガイドラインを改正・公表(15年6月30日)
(3) 要注意先債権等の健全化等の取組強化及び実績の公表	各金融機関に要請(15年3月28日)
(4) 中小企業等支援スキル向上研修プログラムの実施	各金融機関に要請(15年3月28日)
(5) 中小企業等の財務・経営管理能力の向上を支援する「地域金融人材育成システム開発プログラム」等への協力	各金融機関に要請(15年3月28日)
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み	
(1) 中小企業の過剰債務構造の解消、迅速再生を図るための取組み	各金融機関に要請(15年3月28日)
(2) 地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成	各金融機関に要請(15年3月28日)
(3) デット・エクティ・スワップ、DIPファイナンス等の積極的活用	各金融機関に要請(15年3月28日)
(4) 「中小企業再生型信託スキーム」等、RCCの信託機能の積極的活用	各金融機関に要請(15年3月28日)
(5) 産業再生機構の活用についての検討要請	各金融機関に要請(15年3月28日)
(6) 中小企業再生支援協議会への協力とその機能の積極的な活用	各金融機関に要請(15年3月28日)
(7) 企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修プログラムの集中的な実施	各業界団体に要請(15年3月28日)
4. 新しい中小企業金融への取組の強化	
(1) 担保・保証に過度に依存しない融資促進のため、ローンレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用等、過度な第三者保証利用の抑制	説明態勢及び相談苦情処理機能に関する事務ガイドラインの策定・公表(15年7月29日)
(2) 金融庁に研究会を設け、担保・保証に過度に依存しない新たな中小企業金融に向けて、法制上、会計上の視点等から具体的に検討し、モデル取引事例に関する考え方を作成・公表各業界団体に対し、その具体化に向けた事務レベルの検討を要請	「新しい中小企業金融の法務に関する研究会報告書」において中小企業の財務再構築に関する基本的考え方の明示(15年7月16日)
(3) 証券化等に対する積極的な取組み	各金融機関及び政府系金融機関等に要請(15年3月28日)
(4) 財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備	各金融機関に要請(15年3月28日)

項目	進捗状況
(5)信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用	各金融機関に要請（15年3月28日）
(6)個別の協同組織金融機関のリスクを調整・吸収するための仕組みの検討	協同組織中央機関に要請（15年3月28日）
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化	
(1)貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備に対する監督のあり方の明示	「新しい中小企業金融の法務に関する研究会」の報告書を踏まえ、事務ガイドラインを策定・公表（15年7月29日）
(2)「地域金融円滑化会議」の設置及び四半期毎の開催	実施要領について各財務局に指示（15年5月27日）。岡山財務事務所で全国初の会議開催（15年6月12日）後、15年6月末までに全都道府県で会議立上げ後、全都道府県で16年12月8日までに第七回を開催
(3)相談・苦情処理機能の強化等	説明態勢及び相談苦情処理機能に関する事務ガイドラインの策定・公表（15年7月29日）
6. 進捗状況の公表 上記施策の進捗状況にかかる公表及び取りまとめ	<ul style="list-style-type: none"> 各金融機関及び各業界団体に要請（15年3月28日） 15年度上半期の進捗状況を各業界団体が発表 地銀 15年12月26日 第二地銀 15年12月26日 信金 16年1月16日 信組 16年1月16日 15年度（通期）の進捗状況を各業界団体が発表 地銀 16年6月16日 第二地銀 16年6月17日 信金 16年6月30日 信組 16年6月30日 16年度上半期までの進捗状況を各業界団体が発表 地銀16年11月30日 第二地銀16年11月30日 信金16年12月27日 信組16年12月27日
II. 各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取り組み	
1. 資産査定、信用リスク管理の厳格化	
(1)各金融機関の資産査定の厳格化及び適切な償却・引当確保	
①自己査定と金融庁検査の格差是正（適切な自己査定及び償却・引当の実施）	各金融機関に要請（15年3月28日）
②担保評価の厳正な検証	各金融機関に要請（15年3月28日）
③協同組織金融機関における金融再生法開示債権の保全状況の開示	各金融機関に要請（15年3月28日）
(2)早期警戒制度に大口与信等に関する「信用リスク改善措置」の導入	事務ガイドラインを改正・公表（15年6月30日）
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上	
(1)各金融機関の収益管理態勢の整備状況に関する重点的モニタリング	業務再構築ヒアリング等の内容の充実について、財務局に徹底（15年11月18日）
(2)リスクに見合う金利設定を行っていくための体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 各金融機関に要請（15年3月28日） 業務再構築ヒアリング等の内容の充実について、財務局に徹底（15年11月18日）
(3)金融機関の経営の合理化促進に向けた、事務のアウトソーシング、余剰資産の有効活用等に関する取扱いの明確化	事務ガイドラインを改正・公表（15年6月30日）
3. ガバナンスの強化	
(1)株式非公開銀行に関する、公開銀行と同様の開示の体制整備・実施	株式非公開銀行に対し要請（15年3月28日）
(2)協同組織金融機関におけるガバナンスの向上	
①各金融機関への半期開示の実施	各金融機関に要請（15年3月28日）
②外部監査の実施対象の拡大等	政令改正（16年4月1日 政令施行）
③総代会の機能強化に向けた取り組み	各業界団体に要請（15年3月28日）
④協同組織中央機関による、個別金融機関に対する経営モニタリング、経営相談・指導機能の充実	協同組織中央機関に要請（15年3月28日）

項目	進捗状況
(3)経営（マネジメント）の質に関するモニタリングの強化	直ちに実施。「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」において、金融機関の経営管理に関する規定を抜本的に拡充
4. 地域貢献に関する情報開示等	
(1)各業界団体における地域貢献に関するディスクロージャーのあり方の検討・公表 上記検討結果を踏まえた各金融機関における情報開示の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・各業界団体に要請（15年3月28日） ・地域貢献に関するディスクロージャーのあり方について各業界団体が公表 地銀 15年7月17日 第二地銀 15年6月20日 信金 15年7月25日 信組 15年7月31日
(2)中小・地域金融機関の利用者に対する情報提供の充実	当庁ホームページに掲載（16年4月2日）
(3)中小・地域金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査	当庁ホームページに調査結果を掲載（16年4月27日）
5. 法令等遵守（コンプライアンス） 不祥事件等に関するコンプライアンス態勢について、業務改善命令等、監督上の措置の厳正な運用	厳正な運用について、各財務局に徹底
6. 地域の金融システムの安定性確保	
(1) システミックリスクが発生するおそれが生じた場合の「特別支援」の枠組みを即時適用	必要な場合には、直ちに対応
(2)協同組織中央機関における、個別金融機関の経営基盤強化に向けた取組みの強化	協同組織中央機関に要請（15年3月28日）
(3)公的資本増強行に対する監督上の措置等に関する運用ガイドラインの整備	「公的資金による資本増強行（地域銀行等）に対するガバナンスの強化について」を策定・公表（15年6月30日）
7. 監督、検査体制	
(1)「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（案）」をパブリックコメント（16年4月2日） ・策定・公表（16年5月31日）
(2)検査マニュアル別冊（中小企業融資編）の周知徹底及び改訂	<ul style="list-style-type: none"> ・周知徹底に向けた説明会の実施等 ・改訂案パブリックコメント（15年12月22日） ・改訂（16年2月26日）
Ⅲ. アクションプログラムの推進体制	
1. 「リレーションシップバンキングの機能強化計画」の提出、同計画の実施状況についてフォローアップの実施等	<ul style="list-style-type: none"> ・機能強化計画の記載要領を各財務局に通知（15年6月20日）し、各金融機関に説明（15年6月下旬） ・機能強化計画の提出について、財務局から銀行法第24条に基づく報告徴求（15年6月下旬） ・上記報告徴求に基づき、機能強化計画の提出（15年8月末提出済） ・「リレーションシップバンキングの機能強化計画の概要について」公表（15年10月7日） ・「リレーションシップバンキングの機能強化計画の進捗状況（15年度上半期）」提出（15年11月末提出済） ・「リレーションシップバンキングの機能強化計画の進捗状況（15年度）」提出（16年5月末提出済） ・「リレーションシップバンキングの機能強化計画の進捗状況（15年度～16年度上半期）」提出（16年11月15日提出済）
2. 「集中改善期間」における上記施策の進捗状況及び金融機関の取組み実績の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・15年度上半期の進捗状況を公表（16年1月16日） ・15年度の進捗状況を公表（16年6月30日） ・16年度上半期までの進捗状況を公表（16年12月27日）
3. アクションプログラムの着実な実施に向けた金融庁における体制整備	本庁及び財務局において機構・定員を整備

1. 政策名

効果的なオフサイト・モニタリングの実施

2. 評価結果の概要

- 金融機関の業務の多様化、平成 17 年 4 月に予定されているペイオフ解禁拡大を見据え、今後、金融機関の健全性について、より迅速かつ多角的に把握し、改善を促していくための取組みが必要です。
- 18 年度末から実施が予定されている新 B I S 規制（バーゼルⅡ）に基づく試行（予備）計算結果を踏まえて、新たなリスク管理手法に沿った監督が必要です。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 平成 16 年 7 月に「平成 16 事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」を策定し、特に間柄重視の地域密着型金融の着実な推進、金融機能の安定及び利用者保護の確保と利便性の向上に重点を置いた、オフサイト・モニタリングを実施することとしました。
- 今後とも、オフサイト・モニタリングについて、より精密・迅速な分析を行うとともに、分析結果を踏まえて的確な措置を講ずる等、その充実・強化を図ることとしました。
- バーゼルⅡの実施等、新たな行政課題に対応できるよう、柔軟性・拡張性のあるモニタリング・システムに機能強化することとしました。
- 徴求様式の変更等を含めコンピュータ・システムの機能強化を図ることとしました。

(2) 措置状況

- 中小・地域金融機関の監督事務の的確な実施
 - ・ オフサイト・モニタリングを通じて、金融機関の経営に関する情報を的確に把握・分析し、適時適切な監督上の対応につなげるため、金融機関との健全かつ建設的な緊張関係の下で、定期的な面談や意見交換等を通じ、金融機関との十分な意思疎通の確保に努めました。
- 主要行等の監督事務の的確な実施
 - ・ 平成 16 年 5 月に「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を策定したこと続き、主要行等向けの総合的な監督指針の策定について検討を開始しました。
- モニタリング体制等の充実強化
 - ・ 保険会社の財務状況・商品販売等に係るモニタリング体制の充実強化のため、

新たに平成17年度定員要求を行い、措置（1名）されました。

- ・ 財務の健全性を示す指標が低い又はリスクを示す指標が急激に変動している等の証券会社に対して、各社の業務特性を踏まえた分析結果を還元することなどにより、証券会社自身によるリスク管理の適正化が促進されました。
- ・ 金融コングロマリット化の進展等による業態横断的監督業務の重要性の高まり及び国際的な監督業務の急増等を背景として、16年11月、「コングロマリット室」及び「国際監督室」を設置しました。

○ 預金取扱金融機関に係るモニタリング・システムの再構築

- ・ 16年9月期の徴求報告から、オンラインでのデータ徴求が可能となり、加えて財務事務所までシステム展開されたことから、迅速なデータ処理が可能となり、財務事務所での中小・地域金融機関への深度あるモニタリングをよりタイムリーに実施できるようになりました。

なお、予算面では、バーゼルⅡの実施に伴うコンピュータ・システムの機能強化等について、17年度予算要求を行い、予算措置（319百万円）されました。

4. 担当部局

監督局 総務課監督調査室、総務課協同組織金融室、銀行第1課、銀行第2課、保険課、証券課、総務企画局 総務課情報化・業務企画室

平成16年度実施計画における関連政策

政策Ⅰ－1－(2)－② 効果的なオフサイト・モニタリングの実施

1. 政策名

リスクに対応した実効性のある検査の実施

2. 評価結果の概要

- 金融庁においては、「金融再生プログラム」の推進、間柄重視の地域密着型金融（リレーションシップバンキング）の機能強化等により、強固な金融システムの構築を目指しています。平成17年4月には、ペイオフ解禁拡大が予定されています。また、近時、株価、金利等の市場動向に変化がみられます。このように金融機関を取り巻く環境は新たな局面を迎えています。

今後、検査マニュアルの下での検査の定着、金融機関を取り巻く環境への的確な対応等を考慮し、各金融機関のリスク特性等に応じてメリハリをつけた検査や特定のリスクに焦点を当てた検査といった、より重点的かつ機動的な検査を実施する等、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 平成16年7月28日に公表した平成16検査事務年度検査基本方針において、以下のとおり重点事項を掲げました。

- ① 強固で活力ある金融システムの構築に向けた対応
 - i 主要行に対する深度ある検査の一層推進
 - ii ペイオフ解禁拡大への対応状況について検証
 - iii 市場関連リスク管理態勢、システムリスク管理態勢の検証
- ② 重点的かつ機動的な検査の実施
- ③ 業態別重点事項

上記の他、金融改革プログラムにおいて、財務状況のみならず様々な観点からの検査における評定制度の導入等によるメリハリの効いた効果的・選択的な行政対応を掲げました。

(2) 措置状況

- 強固で活力ある金融システムの構築に向けた対応
 - i 主要行グループに対しては、16年9月に第3回目となる自己査定と検査結果の集計ベースでの格差公表を行ったほか、主要行全11行に対して平成16年9月期を対象として前期のフォローアップに留めず特別検査を実施し、結果の概要について公表しました。

(<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/ginkou/f-20040916-3.html>)

(<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/ginkou/f-20041112-3.html>)

また、大口債務者に対する主要行間の債務者区分の統一、繰延税金資産の厳正な検証、D E S 類似の取引や債権流動化等の高度かつ複雑な取引、経営管理（ガバナンス）についても各主要行の通常検査において重点的に検証を行っています。

これらに加え、平成17年3月期を対象として、一部の主要行に対し、特別検査限定フォローアップを実施することとしました。

ii ペイオフ解禁拡大への対応状況の検証として、地域金融機関に対する金融検査マニュアルを適用した2巡目の検査を17年3月末までに実施しました。

また、預金保険機構と連携して金融機関の名寄せデータの整備状況を検証しています。

さらに決済用預金の導入に際してのシステム変更に係るシステムリスク管理態勢、事務リスク管理態勢等について、専門検査班を組成し、決済用預金の導入に係る検査を実施したほか、各預金等受入金融機関の通常検査においても当該検証を実施しています。

iii 近時の市場動向の変化等を踏まえ、各金融機関の検査において、市場関連リスク等の管理態勢を重点的に検証するとともに、システム統合を伴う経営再編を行う金融機関を中心にシステムリスク管理態勢について検証を実施しています。

○ 重点的かつ機動的な検査の実施

- ・ 各金融機関のリスク特性等に応じて、比較的短い周期での検査を実施するなどのメリハリをつけたほか、検証範囲を特定のリスクカテゴリー等に限定した特定リスクターゲット検査等を実施しています。

○ 業態別重点事項

- ・ 各業態固有のリスク特性等に応じて設定した業態別重点事項については、各金融機関の検査において重点的に検証しています。

○ 評価制度

- ・ 評価制度に関して専門的・技術的観点から議論を深めるために、17年1月に検査局内に「評価制度研究会」を設置しました。研究会においては、我が国や諸外国の実態等を踏まえ、評価制度のあり方について、幅広い観点から議論を行っています。

4. 担当部局

検査局総務課

平成16年度実施計画における関連政策

政策I-1-(2)-① リスクに対応した実効性のある検査の実施

1. 政策名

早期警戒制度、早期是正措置制度の的確な運用等

2. 評価結果の概要

- 平成 17 年 4 月に予定されているペイオフ解禁拡大を見据え、金融機関の経営のより一層の健全性確保に向けて、行政面における取組みの一層の充実に引き続き努める必要があります。
- 自己資本比率規制における繰延税金資産に関する算入の適正化については、金融審議会金融分科会第二部会の報告書を踏まえて、具体的な監督上の取扱いについて十分な検討を行った上で判断していく必要があります。
- バーゼルⅡ（新しい自己資本比率規制）への対応としては、16 年秋頃の規制素案公表のほか、バーゼルⅡの 3 つの柱を踏まえた監督指針改正作業に着手します。また、第 2 の柱として、今後、バーゼルⅡの国内実施において、早期警戒制度のより一層の活用も含め検討を進めることが必要です。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 金融機関の経営のより一層の健全性確保に向けて、引き続き、的確に早期是正措置を発動するとともに、早期是正措置の対象とはならない場合であっても、早期警戒制度に基づき行政上の予防的・総合的な措置を講ずることにより、早め早めの経営改善を促すこととしました。
- 平成 16 年 6 月の金融審議会金融分科会第二部会における報告書において「繰延税金資産の算入の適正化を行うことが適当との意見が大勢を占めた」一方で、「算入適正化の開始時期は、（中略）不良債権比率の半減目標を達成した以降とすることが望ましい」とされたことを踏まえて 17 年 3 月期決算の状況を見極めつつ、引き続き算入の適正化に向けた具体的な規制の検討を行うこととしました。
- バーゼルⅡ（新しい自己資本比率規制）の国内実施に向けて、新しい自己資本比率規制のための規制素案の公表、監督指針・解釈集等の整備に向けた作業を引き続き行うとともに、第 2 の柱の国内実施について検討を進めることとしました。そのため、17 年度機構・定員要求等のバーゼルⅡの実施に向けたルール・体制の整備を行うこととしました。なお、早期警戒制度のより一層の活用についても見直しの検討を行うこととしました。

(2) 措置状況

- 早期是正措置の発動状況
 - ・ 16 年 7 月から 17 年 3 月末までに、3 件の早期是正措置を発動しました（すべ

て預金取扱金融機関)。これらの金融機関は、命令に基づき、資本増強を含む経営改善計画の提出及び実行等の是正措置を行いました。

- 早期警戒制度の活用等
 - ・ 早期是正措置の対象とならない預金取扱金融機関及び保険会社に対しても、早め早めに経営改善を行うインセンティブを与え、健全化に向けた自主努力を促しました。
 - ・ 17年度中を目途に銀行勘定における金利リスク等への対応を含めて、早期警戒制度の見直しを行うこととしました。

- 自己資本比率規制における繰延税金資産に関する算入の適正化
 - ・ これまでも、金融審議会の報告書を受けて繰延税金資産の算入の適正化について具体的な検討を行ってきましたが、16年12月に公表された「金融改革プログラム」において「繰延税金資産の自己資本への算入適正化ルールの検討」が盛り込まれ、同工程表において「繰延税金資産の自己資本への算入適正化ルールの検討を踏まえ、規制内容・実施時期等を盛り込んだ自己資本比率告示を改正（17年度上期を目途）」とされていることを踏まえて、自己資本比率規制の告示の改正作業に着手しました。

- 早期是正措置のバーゼルⅡへの対応
 - ・ 16年10月に新しい自己資本比率規制のための規制素案に対する意見募集を行いました。さらに提出された意見を踏まえて必要な見直しを行い、17年3月末に見直し後の規制案を公表しました。なお、17年中を目途に告示の改正を行うとともに、18年3月を目途に監督指針・解釈集等を改正することとしています。
 - ・ バーゼルⅡにおいて、先進的な計測手法の採用を予定している金融機関の承認申請に対して内部リスク管理体制の審査や申請に関する照会への対応を的確に実施するため、新たに17年度定員要求を行い、措置（3名）されました。
 - ・ 16年12月に公表した「金融改革プログラム」における「バーゼルⅡの導入に向けた金融機関のリスク管理に関するルール・体制の整備及び検査・監督当局の体制整備」を踏まえて、17年4月にバーゼルⅡ推進室を設置し、引き続き自己資本比率規制のための告示及び監督指針等の改正作業を進めていくほか、新しい自己資本比率の担当窓口として情報提供や問合せへの対応及び第2の柱・第3の柱の実施についても担当することとしました。

4. 担当部局

監督局総務課、総務課協同組織金融室、銀行第1課、銀行第2課、保険課、証券課

平成16年度実施計画における関連政策

政策Ⅰ－1－(2)－③ 早期警戒制度、早期是正措置制度の的確な運用等

1. 政策名

資本増強行の経営の健全化

2. 評価結果の概要

- より強固な金融システムの構築のために、早期健全化法に基づき公的資金による資本増強を受けた金融機関の経営のより一層の健全性の確保に向けて、引き続き行政面における適切な対応に努めていく必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 引き続き、早期健全化法に基づき公的資金による資本増強を受けた金融機関（以下、資本増強行）について経営健全化計画のフォローアップを行うこととしました。

(2) 措置状況

- 資本増強行の経営健全化計画のフォローアップ
 - ・ 資本増強行に対して経営健全化計画の履行状況につき報告を求め、平成16年3月期については同年7月に、16年9月期については同年12月にその内容を公表しました。
 - ・ 16年3月期については、当期利益が経営健全化計画対比で大幅に下振れた1先に対して、収益改善のための方策を織り込んだ業務改善計画の提出・実施等を内容とする業務改善命令を発出しました（16年7月）。
また、15年8月に命令を受けたにも拘らず、16年3月期の当期利益が経営健全化計画対比で大幅に下振れるなど、なお経営の改善が見られない1先に対して、責任ある経営体制の確立、収益改善のための方策を織り込んだ業務改善計画の提出・実施等を内容とする業務改善命令を発出しました（16年7月）。

(注) 資本増強行のうち、横浜銀行は16年8月に公的資金を全額処分・返済しました。

また、16年8月及び17年3月にはみずほフィナンシャルグループが、16年11月には三井住友フィナンシャルグループが、合わせて6,836億円の優先株式の処分を行いました。

さらに、16年9月及び17年3月の両方に、みずほフィナンシャルグループ及び三井トラストホールディングスの両方が、合わせて5,650億円の劣後債・ローンの期限前償還・期限前弁済（いわゆる「コールオプション行使」）を行いました。

この結果、旧安定化法及び早期健全化法に基づく資本増強額（約10.4兆円）の17年3月末の残高は約6.9兆円となっています。

4. 担当部局

監督局総務課金融危機対応室

平成16年度実施計画における関連政策

政策 I - 1 - (2) - ④ 資本増強行の経営の健全化

1. 政策名

システミックリスクの未然防止

2. 評価結果の概要

(りそなグループ)

- りそなグループについては、経営健全化計画の着実な履行を通じ、収益性を十分向上させていくことにより、企業価値が高められていくこととなると考えており、引き続き、経営健全化計画が着実に履行されるよう、厳正なフォローアップに努める必要があります。

(足利銀行)

- 足利銀行については、16年6月に策定・公表された「経営に関する計画」に沿って、引き続き、企業価値の向上を目指し、経営改革の促進、地域金融の円滑化、中小企業等の再生への積極的な取組みなど様々な施策を進めることにより、公的コストの最小化を図りつつ、できる限り早期に第3号措置を終えることが重要であると考えています。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

(りそなグループ)

- りそなグループの経営健全化計画の履行状況について厳正なフォローアップを行うこととしました。

(足利銀行)

- 足利銀行の「経営に関する計画」の履行状況についてフォローアップを行うなど、引き続き適切に監督することとしました。

(2) 措置状況

(りそなグループ)

- りそなグループの経営健全化計画のフォローアップ
 - ・ 16年12月に、りそなグループに対して16年9月期の経営健全化計画の履行状況につき報告を求め、その内容を公表しました。

(注) りそなグループは15年6月に公表した経営健全化計画について、資本増強後に選任された新経営陣の下、見直しを行い、17年3月までの集中再生期間内の経営健全化計画を15年11月に策定・公表していました。

さらに16年11月に、「集中再生期間」における取組み（財務改革、リストラ等による黒字経営の体質転換等）を踏まえ、今後の収益改善策やリストラ策による収益効果が明確に示される20年3月期までの新しい経営健全化計画を策定・公表しました。

(足利銀行)

○ 経営に関する計画のフォローアップ

- ・ 足利銀行に対しては、預金保険法第 115 条に基づき、平成 16 年 9 月期における経営に関する計画の履行状況について報告を徴求するなど、同行の取組みのフォローアップを行いました。なお、同行において、16 年 12 月に、「経営に関する計画の履行状況」(16 年 9 月期)が公表されました。

○ 預金保険機構による資産の買取り

- ・ 足利銀行より預金保険機構に対し、不良債権処理の一環として、預金保険法第 129 条第 1 項の資産の買取りに関する申込が行われ、これを受けて、16 年 7 月及び 17 年 2 月に、同条第 3 項に基づき、預金保険機構によりそれぞれ、当該資産 51 億円(簿価 360 億円)、564 億円(簿価 3,978 億円)の買取りを行う旨の決定が行われ、16 年 8 月及び 17 年 3 月に、預金保険機構の委託に基づき整理回収機構により当該資産の買取りが実行されました。

4. 担当部局

監督局総務課金融危機対応室

平成 16 年度実施計画における関連政策

政策 I-2-(1)-① システミックリスクの未然防止

1. 政策名

新しい公的資金制度の必要性などについて検討し、必要な場合は法的措置

2. 評価結果の概要

- 現下の経済情勢の下、地域経済の活性化等が課題となる中で、我が国の金融機関において、企業再生や不良債権問題への対応などリスク対応のための体力を高めることが重要となっていることから、金融審議会における検討も踏まえ、地域経済の活性化や金融システムの安定・強化に資するよう、金融機能強化のための時限的な公的資金制度（金融機能強化法）を創設しました。今後も引き続き、法律の適切な運用を図る等の取組みを行う必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 株式等の引受け等に係る申込みがあった場合は、法令に基づき適正に審査し、提出された経営強化計画の公表及び計画の履行状況の定期的な公表を行うなど適切な運用を図っていくこととしました。

(2) 措置状況

- 金融機能の強化のための特別措置に関する法律の施行
 - ・ 「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」の施行に伴い、経営強化計画の内容の詳細、国の資本参加に当たっての審査基準の詳細等必要な事項を定めた「金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令」や「金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令」等を整備しました。（16年7月公布、同年8月施行）
- 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正等
 - ・ 16年7月に、法令の内容を踏まえ、同法に基づき資本参加を行う場合の運用上の留意事項を規定し、公表を行いました (<http://www.fsa.go.jp/news/news.html>)。
 - ・ 資本増強の審査等の経費として、17年度予算要求を行い、予算措置（53百万円）されました。
- 「金融機能強化審査会」の開催等
 - ・ 同法に基づき設置された「金融機能強化審査会」の第一回会合を、16年8月に開催し、会長の互選、運営規程の決定等が行われました。
 - ・ 金融機能強化審査会の運営経費として、17年度予算要求を行い、予算措置（1百万円）されました。
- 政府保証枠の設定

- ・ 「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」に規定する金融機能強化業務等に関する預金保険機構の政府保証枠として、17年度予算要求を行い、予算措置（2兆円）されました。

4. 担当部局

総務企画局企画課信用機構室、監督局総務課

平成16年度実施計画における関連政策

政策I-1-(2)-⑤ 金融機能強化法の適切な運営

1. 政策名

ペイオフ解禁に対する周知徹底

2. 評価結果の概要

- 平成 17 年 4 月のペイオフ解禁拡大に向け、また、解禁拡大後においても、預金保険制度に係る誤解や不知による混乱を来たさないことが重要であることから、制度の認知度に関する調査結果等を参考にしながら、さらに広報活動の充実を図る必要があります。

このため、17 年度においても、制度の周知を図るため、引き続きパンフレット等の作成のための経費の予算要求を行う必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 17 年 4 月からは決済用預金を除き、普通預金についてもペイオフの対象となることから、今後とも、同制度に係る誤解や不知による混乱を来たさないよう、各地方財務局等や日本銀行に事務局を置く金融広報中央委員会、預金保険機構と連携し、また、テレビやラジオ等の媒体を活用して同制度の周知徹底を図るための広報活動を引き続き実施することとしました。

(2) 措置状況

- 制度の周知徹底のための広報活動
 - ・ ポスター、リーフレットを増刷し、財務局を通じて全国の地方公共団体、商工会議所、税務署、図書館、マンション管理組合等へ配布（16 年 11 月）しました。
 - ・ 各市町村が開催する財政担当者研修会や各財務（支）局が開催する財務行政懇話会等において、各財務（支）局の職員が預金保険制度を随時説明しました。
 - ・ テレビやラジオ等のマスメディアによる広報を行いました。
 - ・ ポスター、リーフレット増刷等広報のための経費について、17 年度予算要求を行い、予算措置（8 百万円）されました。
- 金融広報中央委員会との連携
 - ・ 金融広報中央委員会が主催する「全国キャラバン金融講座」に当庁も後援し、全国 21 ヶ所で開催しました。東京会場では金融担当大臣もペイオフについて講演を行い、地方都市の開催では財務局等の幹部職員が講演を行いました。
- 預金保険機構との連携
 - ・ 預金保険機構が、預金保険制度について要望のあった各協会等に対して説明会を開催するとともに、地方自治体等が主催する会合において講演を行いました。
 - ・ 預金保険機構が作成したパンフレット「預金保険制度の解説 制度概要及び Q & A」を上記の説明会等において資料として活用するほか、金融機関等にも配布しました。

4. 担当部局

総務企画局信用課信用機構室、総務企画局政策課広報室

平成 16 年度実施計画における関連政策

政策 I - 2 - (1) - ② ペイオフ解禁拡大に係る周知徹底

政策 I-2-(1)-④

1. 政策名

円滑な破綻処理のための態勢整備

2. 評価結果の概要

- 預金等定額保護下での破綻処理を迅速化するため、更なる取組みが必要であり、今後とも、名寄せデータの正確性の向上や、関係機関との緊密な連携に引き続き努める必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 金融機関の破綻処理を迅速かつ円滑に進めるため、名寄せデータの正確性の向上や預金保険機構等の関係機関との緊密な連携に努めることとしました。

(2) 措置状況

- 名寄せデータの正確性の向上
 - ・ 名寄せデータの正確性について、預金保険機構とも連携し、検査・監督を通じて厳正に確認し改善を促しています。
- 関係機関との緊密な連携
 - ・ 預金保険機構等の関係機関との緊密な連携の下、初動対応の一層の円滑化、迅速化を含め、破綻処理のための態勢整備の充実を図っています。

4. 担当部局

監督局総務課、総務課協同組織金融室、総務課金融危機対応室、銀行第1課、銀行第2課、検査局総務課

平成16年度実施計画における関連政策

政策 I-2-(1)-③ 円滑な破綻処理のための態勢整備

1. 政策名

国際的な金融監督基準のルール策定等への貢献

2. 評価結果の概要

- バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）、証券監督者国際機構（IOSCO）及び保険監督者国際機構（IAIS）において、各国の監督制度や市場の実状等を踏まえて作成された各種の監督上の基準、諸原則等は、監督水準の向上とより適切な環境整備に資するものであり、引き続き国際的な金融監督ルール策定等に積極的に貢献していくことが必要です。また、ジョイント・フォーラムにおいては、各国監督当局の業態横断的な情報交換や連携強化に引き続き積極的に貢献していくことが必要です。

- 世界貿易機関（WTO）における金融サービス自由化交渉及びこれを補完するための経済連携協定（EPA）締結交渉については、我が国金融機関が海外において円滑に活動できるよう、適切かつ秩序ある金融サービスの自由化を促進するため、引き続き積極的に参加していくことが必要です。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 引き続き、各フォーラム等での議論に積極的に参画していくこととしました。
なお、「金融改革プログラム」（平成16年12月）においても「金融行政の国際化と国際的なルール作りへの積極的参加」が掲げられたところです。

(2) 措置状況

- バーゼル委、IOSCO、IAIS等における議論への積極的な参画
 - ・ バーゼル委においては、金利リスクの管理・監督や連結ベースの顧客確認に関する指針の策定、バーゼルⅡの枠組みの継続的な改善に向けた議論（銀行の自己資本比率規制におけるトレーディング勘定の取扱い等）に貢献してきました。さらにバーゼルⅡの円滑な実施に向け、海外監督当局との情報交換に取り組みました。
 - ・ IOSCOにおいては、「信用格付機関の基本行動規範」及び「金融犯罪に対抗する資本市場の強化に関する報告書」の策定に貢献したほか、アジア・太平洋地域委員会では、同地域における社債市場の制度整備状況の調査において中心的な役割を果たしました。その他常設委員会においても、会計・監査及び多国間開示、流通市場、法務執行等に係る調査・研究及び報告書の策定作業に取り組みました。また、国際監査基準等の基準設定活動の監視を担う新たな委員会にIOSCO枠として我が国メンバーが参加するなどの貢献をしています
 - ・ IAISにおいては、「損害保険／再保険会社の保険契約に係る業績とリスクに関する情報開示基準」や「投資リスク管理に関する指針」、「世界再保険市場報告2003」等、各種基準・指針等の策定に貢献しました。また、現在では、「ソルベンシー評価に関する国際的な共通指針」、「保険会社の投資業績及びリスクに関する情報開示基準」、保険契約にかかる国際会計基準に対する保険監督当局の共通認識

としての対処方針の策定等にも貢献しています。

- ・ ジョイント・フォーラムにおいては、バーゼル委、IOSCO、IAIS及び各国金融監督当局との業態横断的な情報交換や連携強化への取組みに貢献しました。具体的には、16年度に公表された「金融機関におけるアウトソーシング」や「信用リスク移転」等の報告書の検討プロセスにおいて貢献するとともに、現在、進行中の「市場と規制の格差」、「事業継続計画（BCP）」、「流動性リスク管理」に関する作業においても、参加や資料提供等を通じて貢献しています。

○ WTO、EPA交渉における議論への積極的な参画

- ・ WTOドーハ開発アジェンダ（新ラウンド交渉）においては、17年2月に、拠点設置に関する制限や外資出資制限等の撤廃を求める各国へのリクエストを改訂しました。さらに同月、金融サービス自由化交渉の一層の進展を目的として、米国・EU・カナダ等の先進国とともに、共同声明をとりまとめました。

また、WTOにおける多国間交渉を補完するため、我が国は、タイ、マレーシア、フィリピン及び韓国との間で、EPA交渉を行っています。このうちフィリピンとの間では16年11月に大筋合意に至り、当庁も、金融サービス分野の自由化の進展、及び金融監督当局間の協力の枠組みの構築に積極的に貢献しました。

○ 国際的な金融監督基準のルール策定等への貢献のための体制強化

- ・ 17年度予算要求を行った結果、国際会議等に必要な経費として、202百万円が予算措置（2.5%増）されました。
- ・ 17年度機構定員要求を行った結果、国際担当審議官が新設された他、所要の定員増が措置されました。

4. 担当部局

総務企画局国際課

平成16年度実施計画における関連政策

政策I-2-(2)-① 国際的な金融監督基準のルール策定等への貢献

1. 政策名

新興市場国の金融当局への技術支援

2. 評価結果の概要

- 近年のグローバル化の進展に伴う、個別国の環境の変化に応じて、アジア、太平洋州の新興市場国の金融当局がそれぞれの市場の発展段階に即した規制・監督を行っていくことを支援するため、研修や調査の内容を適切に見直していくことが必要です。
- 我が国の厳しい経済・財政事情の中、今後の取組みにおいては、より一層効率的な技術支援を行うよう努める必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- アジア、太平洋州の新興市場国の金融規制・監督当局への技術支援を適切に行うため、平成 16 事務年度においても、当庁実施研修事業の参加者に対するアンケート調査や、新興市場国の金融市場・金融監督制度の現状や課題を把握するための各種調査を実施し、必要に応じて研修や調査の内容を適切に見直すこととしました。
- より効果的で効率的な技術支援の実施に向けた取組みを引き続き行うこととしました。

(2) 措置状況

- 当庁実施研修事業の参加者に対するアンケート調査
 - ・ 16 年 9 月に本邦で実施した証券監督者セミナー、12 月に本邦で実施した証券法務執行セミナーにおいて、研修終了後、参加者に対するアンケート調査を行いました。アンケート結果については、研修プログラムの見直し等、今後行われる研修の内容を充実させるよう適切に反映していくこととしました。
- 新興市場国の金融市場・金融監督制度の現状や課題を把握するための各種調査
 - ・ 16 年 11 月から、ベトナム、カンボジア、インドにおいて保険市場及び保険監督制度に関する実態調査を、インドネシア、ベトナム、ラオスにおいて銀行監督実務に関する実態調査を行いました。
 - ・ 上記の調査結果において示された新興市場国の支援ニーズについては、各国のニーズに応じた研修の企画・立案に活用するなど、引き続き今後の当庁の技術支援事業に適切に反映していくこととしました。
- 効果的で効率的な技術支援の実施
 - ・ 我が国の厳しい経済・財政事情の中、効果的な技術支援をより効率的に実施していくとの観点から、当庁経済協力費予算の見直しを行った結果、17 年度予算に

においては、新規事業として保険監督者セミナー及び預金保険セミナーについて予算措置（12百万円）がされた一方、既存事業の見直し及び事業経費の削減等により、全体としては16年度に比べ7.03%削減されました（予算措置額:110百万円）。

- ・ 17年度定員要求を行った結果、定員増が措置されました。

4. 担当部局

総務企画局国際課

平成16年度実施計画における関連政策

政策 I-2-(2)-② 新興市場国の金融当局への技術支援

1. 政策名

保険におけるセーフティネット等のあり方についての検討

2. 評価結果の概要

- 「銀行等による保険販売規制の見直し」については、金融審議会第二部会において報告をまとめていただいたところであり、この報告の趣旨を踏まえ、実務面も含めた検討を行う必要があります。
- 「保険契約者保護制度の見直し」及び「無認可共済への対応」については、金融審議会第二部会の下に設けられている作業部会（保険の基本問題に関するワーキング・グループ）において、各論点について議論を深める必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 「銀行等による保険販売規制の見直し」については、実務面も含めた検討・調整を行うこととしました。
- 「保険契約者保護制度の見直し」及び「無認可共済への対応」については、保険WGにおいて、さらに議論を深めることとしました。

(2) 措置状況

- 金融審議会における審議・法制化に向けた検討
 - ・ 「保険契約者保護制度の見直し」及び「無認可共済への対応」については、保険WG及び金融審議会第二部会において検討が行われ、16年12月に金融審議会第二部会において報告がまとめられました。これをもとに、法制化の検討を行いました。
- 「保険業法等の一部を改正する法律案」の策定
 - ・ 「保険業法等の一部を改正する法律案」を国会に提出しました。（17年3月）
具体的な内容は以下のとおりです。
 - (7) 根拠法のない共済について、保険業法を適用し、少額短期保険業者の制度を設けること
 - (イ) 保険のセーフティネットについて補償内容や財源措置を見直すこと
- 保険制度の検討体制の充実強化
 - ・ 保険制度の検討体制の充実強化のため、新たに定員要求を行い、措置（1名）されました。

4. 担当部局

総務企画局信用課保険企画室、監督局保険課

平成 16 年度実施計画における関連政策

政策Ⅱ－１－(1)－② 保険をめぐる諸問題への適切な対応

1. 政策名

各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどに係る情報の提供
(金融知識の普及活動について)

2. 評価結果の概要

- 金融商品・サービスが多様化する中、国民が内容を理解した上で自らの判断と責任で主体的に金融商品・サービス等を選択できるようにするためには、金融の仕組みや取引ルール等に対する国民の知識・理解を深めていくことが重要です。

また、内閣府が取りまとめた「経済活性化のための改革工程表」(平成16年3月)においても、「金融・投資に関する教育・学習の充実を図ることにより、金融・投資教育の普及と情報提供を一層推進」と明記されています。そのためには、文部科学省や金融関係団体との連携を図って、金融知識の普及、情報提供の一層の推進・充実のための諸施策を横断的に進めていくことが重要です。

さらに今後は、次世代の若者に、金融やその背景にある経済に関する理解を深めてもらうといった活動についても、取り組んでいく必要があります。

- 金融サービス利用者からの質問、相談、苦情等については、利用者の利便性向上や、寄せられた情報の金融行政への有効活用を図るため、相談等に一元的に対応するとともに、寄せられた情報の記録・保管・回付等を行う体制を整備する必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 国民に対する普及・啓発をより充実させるため、金融庁ホームページ「金融サービス利用者コーナー」の内容の拡充を行うとともに、学校段階からの金融教育の推進のため、小学生を対象としたパンフレットの作成、中学・高校生向けの金融分野に関する副教材の改訂・配布、高校卒業生を対象とした金融知識に関するパンフレットの作成に取り組むこととしました。

なお、「金融改革プログラム」(平成16年12月)においても「利用者のライフサイクルに応じ、身近な実例に即した金融経済教育の拡充」が掲げられたところです。

- 「金融改革プログラム」(平成16年12月)において、利用者の目線に立った行政における相談・苦情処理体制として「金融サービス利用者相談室」の設置を掲げたところです。

(2) 措置状況

- 金融庁ホームページの拡充
 - ・ 「金融サービス利用者コーナー」が国民からより利用されるよう、同コーナーの表示を見やすくするとともに、内容の拡充を随時図っています。
- 金融知識の普及活動

- ・ 16年7月、小学生向けパンフレット「金融庁 くらしと金融」の作成・ホームページに掲載しました。
- ・ 16年8月、「初等中等教育段階における金融経済教育に関するアンケート」結果をホームページに掲載しました。
- ・ 16年11月、中学・高校生向けの金融分野に関する副教材「インターネットで学ぼうわたしたちの生活と金融の働き」を改訂し、金融庁ホームページに掲載しました。
- ・ 16年12月、高校卒業生向けパンフレットを作成しホームページに掲載しました。
- ・ 17年2月、中学生・高校生向け副教材等(約1.7万部)を全国の中学・高校へ配布しました。
- ・ 中学・高校生向けの金融分野に関する副教材「インターネットで学ぼう わたしたちの生活と金融の働き」の改訂・配布及び高校卒業生向けパンフレットの配布などのための17年度予算要求を行い、措置(13百万円)されました。

○ 金融サービス利用者相談室の設置

- ・ 金融サービス利用者の利便性向上の観点から、利用者からの相談等に一元的に対応する「金融サービス利用者相談室」を立ち上げるため、17年度予算、機構・定員要求を行い、予算措置(61百万円)されるとともに、室長・補佐・係長・相談官の新設が認められました。

4. 担当部局

総務企画局政策課

平成16年度実施計画における関連政策

政策Ⅱ－1－(2)－① 各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどに係る情報の提供

1. 政策名

各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどに係る情報の提供（広報活動について）

2. 評価結果の概要

- 金融庁としては、様々な機会・媒体を最大限有効に活用して、内外に対し正確な情報発信を行い、金融行政について適切な理解が得られるよう努める必要があります。
- 金融庁ホームページについては、掲載情報の内容の充実及び利用者利便の更なる向上のための改修に努める必要があります。
また、日本の金融行政に対する海外の関心が高まる中で、海外への広報活動の一層の充実を図ることも重要な課題であり、英文ホームページの掲載情報のより一層の充実に努める必要があります。
- ホームページへのアクセス件数の更なる増大を目指し、金融庁ホームページのアドレスや「アクセスFSA」のアドレスなどの積極的なPRに努めるとともに、「新着情報メール配信サービス」への登録促進にも努める必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 金融行政にかかる広報については、報道機関を通じての情報発信だけでなく、政府広報やホームページ（和文・英文）など多様な媒体を活用し、広く国民や海外に向けて、正確な情報を直接発信すべく努めることとしました。
- 国民が直接アクセスできるホームページについては、随時内容の拡充を行うとともに、ホームページの全面的な改訂に着手することとしました。

(2) 措置状況

- 金融行政に関する様々な機会・媒体を活用した広報
 - ・ 当庁の施策について、全国各地で開催される業務説明会等の場等において説明を行いました。
 - ・ 政府広報のテレビ等の各種媒体の活用により、当庁の施策について広報展開を行いました。
 - ・ 金融庁においては各種報道発表を行っていますが、引き続き重要なもの等については、報道発表にあわせて大臣などによる記者会見や担当者によるブリーフを行うほか、必要に応じ英語によるブリーフ等を行っています。
- 金融庁ホームページの拡充
 - ・ 「政策ピックアップ」の項目について、以下のように拡充しました。
 - (ア) 17年1月に、「改正信託業法が施行されました」を追加しました。

(イ) 17年1月に、「預金保険機構（ペイオフ本格実施）」を全面リニューアルしました。

- ・ 「アクセスFSA」について、「ペイオフ解禁拡大」や「金融改革プログラム」について集中連載を行うなど、特集や連載記事を充実させました。
- ・ 和文・英文ホームページの利用者利便を向上させる観点から、利用者アンケートを実施するとともに、外部コンサルタントを活用して改善の将来計画を策定し、第1段階として4月にトップページの改訂を行いました。

○ 金融庁ホームページや「アクセスFSA」のアドレスのPR

- ・ ホームページ等へのアクセス数の増大を図るため、政府広報で使用するテレビ等の各種媒体において、金融庁ホームページや「アクセスFSA」のアドレスを掲載するなどにより積極的なPRに努めました。

4. 担当部局

総務企画局政策課広報室

平成16年度実施計画との関連政策

政策Ⅱ－1－(2)－① 各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどにかかる情報の提供

1. 政策名

金融分野における個人情報の保護のための適切な対応

2. 評価結果の概要

- 平成 17 年 4 月の「個人情報の保護に関する法律（以下、「保護法」という。）」の全面施行に向け、「個人情報の保護に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。16 年 4 月閣議決定）等に基づき、金融分野における個人情報保護について、①秋口までにガイドライン等の事業者等が遵守すべき事項等をできる限り具体的に明らかにする②年内には、法制上の措置の必要性の議論も含めて一定の結論を得るよう検討を進めることが必要です。
- 関連する法令や事務ガイドライン、検査マニュアル等に基づき、金融機関において適切な顧客情報管理が行われるよう、一層の適時適切な検査・監督に努めるとともに、個人情報の漏洩等に際して、内部管理態勢等に問題があると認められた場合には、監督上厳正な対応を行っていく必要があります。
- 個人情報の適切な取扱いについては、金融機関等において、保護法の全面施行に向けた自主ガイドライン等の策定・見直しの検討等の自主的取組みが引き続き期待されます。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護の安全管理措置等に関する実務指針」を策定し、それぞれ告示により公表することとしました。
- 法制上の措置に関しては、金融審議会特別部会におけるとりまとめを踏まえ、各業法施行規則を改正し、個人顧客情報の漏えい等防止等に関する規定を整備することとしました。
- 金融機関等に対して、事務連絡文書の発出等により、個人情報の管理の徹底を求めることとしました。

(2) 措置状況

- 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等の公表
 - ・ 金融分野における個人情報の保護のあり方については、金融審議会金融分科会特別部会（以下、特別部会）において審議を重ね、金融分野における個人情報の特性及び利用方法にかんがみ、特に厳格な実施が求められる事項として機微（センシティブ）情報の取得等の原則禁止等を格別の措置として規定した「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」（16 年 12 月）を策定し、告示により公表しました。
 - ・ 安全管理措置については、生体認証情報の管理など、最新の技術動向を踏まえた

「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」(17年1月)を策定し、告示として公表しました。

- 各業法施行規則等における規定整備
 - ・ 16年12月の特別部会において、保護法の全面施行に向けたとりまとめが行われ、法制上の措置に関して、各業法の体系上、個人顧客情報の漏えい等の防止について、その実効性を確保するための措置を行うことが適切であり、事業者における個人顧客情報の安全管理義務等を各業法施行規則に早急に定めることが求められたことから、以下の3点につき、各業法施行規則等において所要の規定整備を進めていたところでは、
 - (ア) 安全管理措置の必要かつ適切な実施
 - (イ) 信用情報機関から提供された借入金返済能力情報の返済能力調査以外の目的に利用することの禁止
 - (ウ) 機微(センシティブ)情報を適切な業務運営等の必要な目的以外に使用することの禁止
- 金融機関等に対する個人情報の情報管理の徹底を求める事務連絡文書の発出
 - ・ 個人情報の情報管理の重要性にかんがみ、16年3月に開催されたIT関係省庁連絡会議幹事会の申し合わせ等を踏まえ、当庁所管の業界団体等に対して、個人情報の情報管理を徹底するとともに、漏洩の事実を把握した場合には、監督当局への迅速な報告がなされるよう周知徹底を求める事務連絡文書の発出を、引き続き行いました。

4. 担当部局

総務企画局企画課調査室、総務企画局市場課、総務企画局市場課企業開示参事官室、情報化・業務企画室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第1課、監督局銀行第2課、監督局銀行第2課金融会社室、監督局保険課、監督局証券課

平成16年度実施計画における関連政策

Ⅱ-1-(3)-① 金融分野における個人情報保護のための適切な対応

1. 政策名

証券取引法に基づくディスクロージャーの充実

2. 評価結果の概要

- EDINETについては、それを使用した開示書類等の提出会社の数、情報公開サーバーへのアクセス数も増加し、利便性を向上させている一方で、実際の利用者から寄せられた様々な意見等を踏まえ、回線の改善や印刷機能の拡充等利用者利便につながるよう努めていきます。
また、平成17年度において、適時・適切に法令等の整備を行うとともに、システムの整備に取り組む必要があるため、平成16年度に引き続き、予算要求を行う必要があります。
- 金融庁としては、企業内容等の開示書類の電子化という証券市場のインフラ整備を行い、企業情報の迅速かつ簡易で安全な提供を行うことにより、企業情報へのアクセスの増加・投資機会の飛躍的向上、投資拡大による発行体企業の資金調達の効率性の向上が見込まれ、ひいては日本経済の活性化にも繋がるものと期待されることから、今後も企業内容等の開示書類の電子化を積極的に推進する必要があると考えています。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- EDINETについては、引き続き、利用者利便につながるようシステムの整備や証券取引法施行令の改正等の法令整備を行うこととしました。また、EDINETの更なる高度化に向けて、所要の検討を行うこととしました。
- 最近の金融・経済をめぐる情勢や証券市場をめぐる状況の変化に対応し、ディスクロージャー制度の信頼性確保を図る観点から、必要な対応をとることとしました。

(2) 措置状況

- システム整備関係
 - ・ 16年6月の開示書類等の電子化の原則義務化を踏まえ、通信回線の増速、セキュリティの強化等、システム基盤の整備を実施するとともに、証券取引法関係法令等の改正に伴うプログラム変更を行いました。なお、利用者の利便性、効率性の更なる向上を図るための機能追加（開示書類の一括印刷機能や検索機能の拡張等）については、17年度前半を目途に開発を実施する予定です。
- 証券取引法関係法令等の整備
 - ・ 公開買付制度に係る公開買付開始公告等の公告及び有価証券報告書の訂正報告書に係る公告について、EDINETを使用する電子公告の方法を導入するために、「証券取引法施行令」や「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正を行いました。

- EDINETの高度化への取組み
 - ・ 各国の電子開示システムにおけるXBRL（財務情報を効率的に処理するためのコンピュータ言語）導入に向けた動きを受け、EDINETにおいてもシステムの高度化に向けた具体的な作業計画の検討を行っており、17年6月までに具体的な作業計画を策定する予定です。
 - ・ なお、17年度については、システム基盤整備並びに証券取引法関係法令等の改正対応のため、引き続き予算要求を行った結果、金融庁のモデル事業として採択、予算措置（275百万円）されました。

- ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた取組み
 - ・ 16年10月中旬以降、証券取引法上のディスクロージャーをめぐり、不適正な事例が相次いで発生したことを受け、金融庁として、11月及び12月に「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応」をとりまとめ公表しました。

- 証券取引法の一部を改正する法律案について
 - ・ 最近の証券市場をめぐり情勢の変化に対応した公開買付（TOB）制度や開示制度の信頼性を確保するための方策等を盛り込んだ証券取引法改正法案を17年3月に国会に提出しました。

4. 担当部局

総務企画局 市場課 企業開示参事官室

平成16年度実施計画における関連政策

政策Ⅱ－1－(4)－① 証券取引法に基づくディスクロージャーの充実

1. 政策名

会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化

2. 評価結果の概要

- EUにおける日本の会計基準の受容れ問題について、民間団体とも協力しながら、EU関係者に対して、直接対話や書簡の発出等による要請を実施し、2007年以降もEUにおいて、日本企業が日本の会計基準で引き続き資金調達ができるよう努力する必要があります。加えて、国際的な会計、監査、開示等の基準の策定に係る国際会議において、我が国からの情報発信を強化する必要があり、平成17年度において、これらの取組み及び体制整備のための予算・機構定員要求を行う必要があります。
- 企業会計審議会においては、「財務諸表の保証に関する概念整理」等について、引き続き審議を行い、関連制度の整備を図る必要があります。
- (財)財務会計基準機構・企業会計基準委員会での会計基準、実務指針などの整備改善について主体的な取組みを促すとともに、国際的な対応を含めたその活動を引き続き支援する必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

経済取引・企業活動の国際化等に対応し、我が国に相応しい会計制度はどうあるべきかを踏まえ、

- 国際会計基準と我が国の会計基準が同等と認められるように積極的に働きかけを行なってきており、同等性評価の動向により、迅速・的確に対応することとしました。
- 企業会計審議会において「財務諸表の保証に関する概念整理」について、引き続き審議を行うこととしました。
また、その他の企業会計上の適時適切なテーマについて、審議を行うこととしました。
- (財)財務会計基準機構・企業会計基準委員会へオブザーバーとして出席し、引き続き会計基準の整備を促すこととしました。

(2) 措置状況

- 国際会計基準への対応
 - ・ 金融庁及び我が国会計基準に関する民間関係者は、我が国会計基準の受け入れについて欧州連合(EU)等関係者に対し働きかけを行なってきました。
 - ・ 国際的な会計、監査、開示等の基準の策定に係るIOSCO等の国際会議に出席し、我が国からの積極的意見の発信を行なっています。また、国際会議等に出席し、我が国からの意見発信の充実を図るため、定員の要求を行い、定員増の措置(2名)がされました。

- ・ 国際会計基準の動向の把握、調査分析等を行う事務を外部委託するための17年度予算要求を行い、予算措置(101百万円)されました。
- 企業会計審議会における審議
 - ・ 「財務諸表の保証に関する概念整理」について、第二部会で引き続き審議が行われ、平成16年11月に開催された企業会計審議会総会において「財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書」が取りまとめられました。
 - ・ 財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価の基準及び公認会計士等による検証の基準の策定について、17年2月から内部統制部会で審議を開始しました。
 - ・ 監査法人の内部統制や品質管理の向上及び監査基準をめぐる国際的な動向等を踏まえた監査基準の改訂について、17年3月から監査部会で審議を開始しました。
- (財)財務会計基準機構・企業会計基準委員会との連携
 - ・ (財)財務会計基準機構・企業会計基準委員会にオブザーバーとして出席し、引き続き会計基準の整備を促したところ、同委員会において平成16年11月に実務対応報告「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」が取りまとめられたほか、平成17年3月「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」及びその適用指針が取りまとめられました。
 - ・ 同委員会では、国際会計基準審議会（IASB）との現行会計基準の差異を縮小するための共同プロジェクトを開始しているところ、金融庁としても、引き続き、支援してきています。

4. 担当部局

総務企画局市場課企業開示参事官室

平成16年度実施計画における関連政策

政策Ⅱ－1－(4)－② 会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化

政策Ⅱ-1-(4)-③

1. 政策名

公認会計士監査制度の整備・改善

2. 評価結果の概要

- 公認会計士法の一部を改正する法律、関係政令及び関係内閣府令の改正に伴い、公認会計士監査制度の充実強化が図られているところです。今後も、「会計士補等実務補習規則」等、平成18年1月1日から実施される新公認会計士試験に係る内閣府令等の改正を行っていく必要があります。また、平成17年度において、公認会計士等の懲戒処分に係る調査体制の充実強化を図るため、定員及び予算を要求する必要があるほか、公認会計士試験実施体制の充実強化のため、定員要求を行う必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 平成18年1月から実施される新公認会計士試験に係る内閣府令等の整備を引き続き行うこととしました。また、公認会計士等の懲戒処分に係る調査体制の充実強化のため、引き続き、所要の取組みを行うこととしました。

(2) 措置状況

○ 内閣府令等の整備

平成18年1月1日からの新公認会計士試験の実施に向け、公認会計士試験規則、会計士補等実務補習規則等の内閣府令等の改正作業を進めています。

○ 調査体制の充実強化

公認会計士等の懲戒処分等に係る調査態勢の充実強化を図るため、定員要求を行い、措置（2名）されました。

4. 担当部局

総務企画局市場課企業開示参事官室

平成16年度実施計画における関連政策

政策Ⅱ-1-(4)-③ 公認会計士監査の充実・強化

1. 政策名

利用者保護の観点からの厳正で実効性ある検査の実施

2. 評価結果の概要

- 利用者保護の確保、利用者利便の向上は、金融サービス業としての金融機関の最も基礎的な責務であり、これを確実に実施することが求められます。他方で、今回の検証の結果、多くの問題事例が見受けられたことや顧客情報の流出・漏洩が頻発するなど、金融機関の取組みには、未だ改善の余地があるものと考えます。

このため、今後とも引き続き、利用者保護の確保、利用者利便の向上を促す観点から、検査においてこれらの検証を実施する必要があると考えています。また、こうした検証をより深度あるものとするため、被検査金融機関名を金融庁及び財務局のホームページ上に公表し、広く一般から情報を受付け、これらの情報を参考に検査を行う必要があると考えます。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

平成16年7月28日に公表した平成16検査事務年度検査基本方針において、本事務年度における重点事項として、金融機関の利用者保護の確保、利用者利便の向上に向けた対応を掲げ、

- ①顧客情報管理態勢、
 - ②説明責任の履行状況、
 - ③苦情等処理態勢等の検証
- を行うこととしたほか、これらの検証をより一層深度あるものとするため、
- ④検査情報受付窓口の設置を行うこととしました。

(2) 措置状況

① 顧客情報管理態勢の検証

金融機関の営業部店において顧客情報の漏洩・流出が頻発していることに鑑み、各金融機関の検査においては、顧客情報の漏洩・流出等を防止するための管理態勢（顧客情報への不正アクセス防止等システム上の安全措置の実施状況を含む）を重点的に検証しています。

また、顧客情報の保護の観点から、グループ内で顧客情報を共有する場合の情報管理の適切性等について検証しています。さらに、平成17年4月から「個人情報の保護に関する法律」が全面施行されたことから、同法や「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を十分に踏まえ、検証を行っています。

② 説明責任の履行状況等の検証

(7) 預金者・保険契約者・投資家に対する説明責任

金融商品の多様化等を踏まえ、金融商品の内容や当該金融商品の包含するリスクについて、説明内容、説明方法、顧客の承諾の確認方法や、そのための態

勢整備の適切性について検証しています。

(イ) 債務者等に対する説明責任

契約時点における取引等の内容や取引等の包含するリスク等についての説明内容、説明方法、顧客の承諾の確認方法や、そのための態勢整備の適切性等について検証しています。

③ 苦情等処理態勢の検証

苦情等に対処する体制の整備状況のほか、苦情等への対応が適切に行われているか、経営上重要な苦情等について経営陣に的確に報告されているか等について検証しています。

④ 検査情報受付窓口の設置

16年9月に、金融庁及び財務局のホームページ上に、検査中の被検査金融機関名を公表した上で一般の利用者から当該金融機関についての情報を受け付ける検査情報受付窓口の設置し、より一層深度ある検証を行う態勢を整備しました。

4. 担当部局

検査局総務課

平成16年度実施計画における関連政策

政策Ⅱ－2－(1)－① 利用者保護の観点からの厳正で実効性のある検査の実施

1. 政策名

金融機関等の法令遵守に対する厳正な対応

2. 評価結果の概要

- 今後とも、立入検査、報告の徴求等を的確に実施し実態把握に努め、法令違反等が確認された場合には、厳正な行政処分を行うとともに、引き続き、行政処分等において行った法令解釈の周知及び行政処分に係る事務ガイドライン等の整備の措置を講じていく必要があります。
- 業界や関係機関との情報交換や国民への情報提供について充実を図っていく必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 引き続き、立入検査等による実態把握に基づき、法令違反等が確認された場合には厳正な行政処分を行うとともに、行政処分等において行った法令解釈の周知及び行政処分に係る事務ガイドライン等の整備に努めることとしました。
- また、引き続き、業界や関係機関との情報交換を行うとともに、国民への情報提供を図ることとしました。

(2) 措置状況

○ 厳正な行政処分の実施

平成16年7月から17年3月末までに、法令違反等が認められた金融機関等に対して、以下のような行政処分を行い経営の健全化を求めました（合計52件）。

これらについては、改善状況のフォローアップを行っています。

- ・ 公益を害する行為、多数の法令違反行為、不祥事件の防止態勢に問題が認められるなど、内部管理態勢に重大な問題が認められた金融機関等に対し、業務改善命令等を発出。
- ・ 保険募集に係る内部管理態勢等の問題が認められた保険会社に対し、業務改善命令を発出。また、死亡保険金の支払いや保険募集業務に係る保険業法等違反などが認められた保険会社に対し、業務の一部停止命令等を発出。
- ・ 作為的相場形成、有価証券の売買に関する重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為、取引一任勘定契約の締結等の証券取引法違反が認められた証券会社等に対し、業務停止命令等を発出。
- ・ 貸金業者については、政策Ⅱ-2-(1)-③「貸金業者に対する的確な監督」の措置状況に記載。

○ 行政処分に関する事務ガイドライン等の整備

- ・ 個人顧客情報の取扱い等に関する関連事務ガイドライン等の改正

個人情報の保護に関する法律の全面施行に向けた関連府省令の改正を踏まえ、個人顧客情報の取扱い等に関する着眼点を明確化する事務ガイドライン等の改正を行いました（17年3月）。

- ・ 与信取引に関する顧客への説明態勢に係る監督指針の改正
包括根保証契約の禁止をはじめとする「民法の一部を改正する法律」（16年法律第147号）の趣旨を踏まえ、金融機関が保証契約を締結する場合等における監督上の留意点を明確化する監督指針の改正を行い（17年3月）、同法の施行（17年4月）とあわせて実施することとしました。
- 業界や関係機関との情報交換
 - ・ 業界団体との意見交換会において、17年4月における個人情報の保護に関する法律の全面施行へ向け、個人情報の厳正な管理を徹底するよう要請しました。
 - ・ 17年2月、生命保険協会に対し、保険契約者・被保険者から正しい告知を受けするための保険募集時の説明等のあり方などについて、業界自主ガイドラインの策定等を図るよう、文書で要請しました。
 - ・ 貸金業界については、政策Ⅱ－2－(1)－③「貸金業者に対する的確な監督」の措置状況に記載。
- 法令解釈の周知及び国民への情報提供の実施
 - ・ 行政処分を行った場合には、公表することが特に問題のある場合を除き、積極的に公表を行い、行政処分において行った法令解釈の周知を図るとともに国民への情報提供を行いました（合計42件公表）。
 - ・ 16年8月、金融庁の名を騙った違法な金融業者の情報について、ホームページに掲載して注意喚起を行いました。

4. 担当部局

監督局総務課、総務課協同組織金融室、銀行第1課、銀行第2課、銀行第2課金融会社室、保険課、証券課

平成16年度実施計画における関連政策

政策Ⅱ－2－(1)－② 金融機関等の法令遵守に対する厳正な対応

1. 政策名

貸金業者に対する的確な監督

2. 評価結果の概要

- 苦情・相談件数について、依然として多数にのぼり、また、ヤミ金融業者の手口の巧妙化・悪質化の傾向がみられることから、これに対応するため、登録審査の適正な実施、ヤミ金融問題に対する関係機関・団体との緊密な連携、悪質な貸金業者に対する厳正な行政処分等、引き続き的確な監督を行っていく必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 登録審査の適正な実施、ヤミ金融問題に対する関係機関・団体との緊密な連携、悪質な貸金業者に対する厳正な行政処分等、引き続き的確な監督を行っていくこととしました。

(2) 措置状況

- 登録審査の適正な実施
 - ・ 登録審査等の一層の強化とヤミ金融対策法に基づく登録要件の厳格化により、他人名義等による不正な申請者や財産的基礎を有しない者の登録が困難となったことなどから、新規登録件数は減少しています。
(平成 15 年度上半期 : 2,328 件 → 16 年度上半期 : 932 件)
- ヤミ金融問題に対する関係機関・団体との緊密な連携
 - ・ 都道府県、財務局、警察当局及び弁護士会等の関係団体から構成される「ヤミ金融等被害対策会議」等を開催し、関係機関及び民間団体等との連携の一層の強化に努めています。
- 悪質な貸金業者に対する厳正な行政処分
 - ・ 財務局登録の貸金業者については、債務者等との交渉経過記録の帳簿への不記載、法定利息を上回る利息の受領及び取立て行為等について法令違反が認められた 4 社に対して、業務停止を命ずる処分を実施したほか、登録換えを行わなかった 1 社に対し登録を取消す処分を実施しました。
- 業界や関係機関との情報交換
 - ・ 16 年 12 月、違法年金担保融資対策法（貸金業規制法の一部改正法）が施行されたことに伴い、全国貸金業協会連合会において、協会から傘下会員に対する周知・指導及び資金需要者に対する広報活動の充実について自主的な取組みを検討するよう要請しました。
 - ・ 16 年 12 月、全国貸金業協会連合会において、各貸金業協会に対し、傘下会員等に貸金業規制法第 19 条（帳簿の記載・保存義務）の遵守の徹底等に向けた指導を

行うよう要請しました。

○ 機構・定員の要求

- ・ 登録審査事務のうち、ヤミ金融対策法で新たに規定された暴力団排除にかかる警察庁への照会事務等に対応するため、新たに17年度定員要求を行い、措置（1名）されました。
- ・ ヤミ金融対策法は、附則第12条に規定されているとおり施行後3年を目途に見直すこととされており、見直す際の資料として、貸金業の実態について調査を行う必要があることから、新たに17年度予算要求を行い、予算措置（5百万円）されました。

4. 担当部局

監督局銀行第2課金融会社室

平成16年度実施計画における関連政策

政策Ⅱ－2－(1)－③ 貸金業者に対する的確な監督

1. 政策名

証券市場の公正性を損ねる証券犯罪及び悪質な市場仲介者の徹底摘発、並びに証券市場における公正な価格形成等の確保

2. 評価結果の概要

- これまで証券分野において、金融システム改革をはじめとする様々な制度改革が実施されてきており、市場を取り巻く環境には大きな変化が見られます。また、平成17年4月から課徴金制度が導入、同7月から金融庁から監視委員会への検査権限委任の範囲が拡大されることにより、監視委員会の機能は抜本的に強化されることとなります。監視委員会としては、与えられた責務を着実に果たすため、監視体制の充実・強化を図り、急速に変貌する証券市場の様々な動きに対応し、厳正な市場監視を実施していく必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 急速に変貌する証券市場の様々な動きに迅速かつ的確に対応し、投資者の証券市場に対する信頼を確保する観点から、課徴金制度の導入など監視委員会の機能強化に対応するための体制整備を図るとともに、厳正な犯則事件の調査、証券会社等に対する検査及び日常的な市場監視を実施していくこととしました。

(2) 措置状況

- 市場監視体制の充実・強化
 - ・ 課徴金の調査体制や有価証券報告書等の検査体制を整備するほか、外国為替証拠金取引規制に対応するための検査体制や証券会社等の検査の一元化に伴う検査体制を整備するため、新たに平成17年度機構・定員要求を行い、所要の増員（44名）及び検査局からの振替（35名）が措置されました。
 - ・ インサイダー取引や有価証券報告書等の虚偽記載等に係る犯則調査体制、課徴金調査体制、証券会社等に対する検査体制及び日常的な市場監視体制を強化するため、弁護士や公認会計士、デリバティブ取引の専門家など民間専門家を積極的に採用しました。（平成17年4月1日時点で70人在籍）
 - ・ インサイダー取引等の不公正取引や有価証券届出書等の虚偽記載に係る課徴金調査に必要な経費として17年度予算要求を行い、予算措置（36百万円）されました。
- 厳正な市場監視の実施
 - ・ 犯則事件の調査において、インサイダー取引、相場操縦事案、虚偽の有価証券報告書提出等の事案について告発を行いました。
 - ・ 証券会社等に対する検査においては、有価証券の私募の取扱いに関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為や、有価証券の売買その他の取引に関し、虚偽の表示をする行為などの事案について、金融庁長官等に対し行政処分等を求める勧告を行いました。

- ・ 日常的な市場監視においては、不公正な取引の疑いのある事例やインターネットを通じた風説の流布等について監視を行い、問題が把握された事案は担当部門に情報提供し、一層の究明を行っています。
- ・ 監視活動において法令違反行為発見の端緒となる一般からの情報は重要であることから、監視委員会のホームページ上での情報の受付、ポスターの掲示や政府広報による情報提供の呼びかけ等を行い、幅広く情報提供を求めています。

4. 担当部局

証券取引等監視委員会事務局

(総務検査課証券取引検査官室、市場分析審査室、特別調査課)

平成 16 年度実施計画における関連政策

政策Ⅱ－3－(1)－① 証券市場の公正性を損ねる証券犯罪及び悪質な市場仲介者の徹底摘発、並びに証券市場における公正な価格形成の確保

1. 政策名

証券市場に対する監視機能の強化

2. 評価結果の概要

- 「証券取引法等の一部を改正する法律」の成立を踏まえ、市場監視機能・体制の強化のための体制整備（審判官、審判手続担当部局及び調査・訴追担当部局）及び新制度の円滑な実施に向けた政令、内閣府令の改正等の作業を速やかに行う必要があります。

また、平成17年度において、市場監視機能・体制の強化のための体制整備（審判官、審判手続担当部局及び調査・訴追担当部局）のための予算・機構定員要求を行う必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 証取法上の規制の実効性を確保し、違反行為を抑止するため、新たに行政上の措置として金銭的な負担を課す「課徴金制度」の円滑な実施に向けた政令、内閣府令の改正等の所要の整備を行うこととしました。

- 課徴金制度の導入（17年4月施行）のための体制整備を行うこととしました。

(2) 措置状況

- 課徴金制度の円滑な実施に向けた政令、内閣府令の整備
 - ・ 「証券取引法施行令」、「証券取引法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令」、「証券取引法第七十九条の三及び第百十六条に規定する最終の価格がない場合にこれに相当するものを定める内閣府令」及び「証券取引法第六章の二第二節の規定による審判手続に関する内閣府令」等の関係政令、内閣府令を改正・制定し、以下のとおり整備しました。（17年2月及び3月公布、17年4月施行。）
 - (ア) 課徴金額の計算に関し必要な事項の規定に係る所要の整備
 - (イ) 審判手続における参考人及び鑑定人が請求することができる旅費及び手当に関し必要な事項の規定に係る所要の整備
 - (ウ) 審判手続に必要な事項の規定に係る所要の整備
- 課徴金制度の導入のための体制整備
 - ・ 課徴金制度の導入のために必要な体制を整備するため機構・定員要求を行い、審判官5名、審判手続室8名、課徴金調査・有価証券報告書等検査室33名が措置されました。

4. 担当部局

総務企画局市場課

平成16年度実施計画における関連政策

政策Ⅱ－3－(1)－② 証券市場に対する監視機能の強化

1. 政策名

個人投資家の参加拡大

2. 評価結果の概要

- 証券市場の構造改革に関しては、その着実な実施により、株式市場が活況を呈するなど明るい兆しが見られますが、いまだ諸外国に比べ、個人金融資産に占める株式・投資信託の割合は低い水準にあると考えられることから、個人投資家の証券市場への参入を更に促すため、販売チャネルの拡充や投資サービスの多様化の促進等をはじめ、今後とも不断に証券市場の構造改革に取り組んでいくことが必要です。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 「貯蓄から投資へ」の流れが加速され、証券市場が幅広い投資家の参加する厚みのあるものとなるよう、これまでの取組みの有効性等を踏まえつつ、引き続き、証券市場の構造改革に対する取組みの充実・改善等を行っていくこととしました。

(2) 措置状況

- 「証券取引法等の一部を改正する法律」の円滑な施行に向けた政省令の整備
 - ・ 16年6月に公布された「証券取引法等の一部を改正する法律」の円滑な施行に向けて、以下のスケジュールで政省令を整備しています。
 - (ア) 銀行等による証券仲介業務の解禁、ディスクロージャーの合理化及び組合型ファンドへの投資家保護範囲の拡大等に係る規定については、16年12月に施行済
 - (イ) 課徴金制度の導入及び顧客の注文の執行における最良執行義務の導入等に係る規定については、17年4月に施行済
 - (ウ) 証券取引等監視委員会の検査範囲の拡大等に係る規定については、17年7月に施行予定
 - 投資サービスにおける投資家保護のあり方についての検討
 - ・ 金融審議会金融分科会第一部会においては、一昨年末（平成15年12月24日）にとりまとめられた同部会の報告書「市場機能を中核とする金融システムに向けて」なども踏まえ、昨年9月以降、議論を本格化し、現在、投資サービスにおける投資家保護のあり方について、
 - (ア) 投資サービスの範囲・定義方法
 - (イ) 業規制の横断化・柔軟化
 - (ウ) 市場監視機能・体制の強化
 - (エ) 集団投資スキーム・資産運用を巡る法制の再整理といった論点を柱として検討が進められているところです。
- (注) 金融審議会金融分科会第一部会の今後のスケジュールについては、本年6月頃に基本的な考え方をとりまとめ、その後、必要に応じ、より具体的な措置すべき内容の検討に移る

方針です。

- 民間による個人株主の育成・拡大に向けた取組みに対する支援
 - ・ これまでに証券投資の経験のない層の証券市場への参加を促すために日本証券業協会が全国 25 会場で開催した「証券投資の日」イベント（平成 16 年 10 月）や、投資信託の周知・普及を目的に投資信託協会が開催した「投資信託フォーラム」（平成 17 年 2 月）の後援を行いました。

- 税制改正
 - ・ 15 年・16 年度税制改正において、証券税制の大幅な軽減・簡素化が図られたところですが、引き続き 17 年度改正においても、個人投資家の利便性向上の観点からタンス株の特定口座への受入期限の延長等が措置されることとなりました。

- 予算、機構・定員の要求
 - ・ 新たな投資サービスへの対応に係る諸外国の制度調査等のため、新たに平成 17 年度予算要求を行い、予算措置（14 百万円）されました。
 - ・ 投資サービス法制の検討のため、新たに定員要求を行い、措置（補佐 1 名、係長 1 名）されました。

4. 担当部局

総務企画局総務課管理室、政策課、市場課、市場課企業開示参事官室、監督局証券課、証券取引等監視委員会

平成 16 年度実施計画における関連政策

- 政策Ⅱ－1－(1)－① 投資サービスに関する制度整備
- 政策Ⅲ－1－(1)－① 個人投資家の参加拡大

1. 政策名

個人投資家の参加拡大（外国為替証拠金取引について）

2. 評価結果の概要

- 金融審議会金融分科会第一部会において、平成16年6月23日に「外国為替証拠金取引に関する規制のあり方」の報告がまとめられ、これを踏まえ、外国為替証拠金取引を規制する法案の提出、円滑な実施に向けた政令・内閣府令の改正等の作業を速やかに行うとともに、外国為替証拠金取引業者に対する検査・監督体制の整備に向けて、平成17年度の機構定員要求を行う必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 外国為替証拠金取引については、電話・訪問による執拗な勧誘、説明不足、出金遅延などによるトラブルが急増しているほか、詐欺事件や業者の破綻による被害が発生するなど社会問題化していることから、投資家保護のため所要の措置を講じることとしました。

(2) 措置状況

- 金融先物取引法の策定・関係法令等の整備
 - ・ 「金融先物取引法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、平成16年12月1日に成立し、同年12月8日に公布しました。
主な改正内容は以下のとおりです。
 - (ア) 外国為替証拠金取引を金融先物取引法の対象とすること
 - (イ) 監督官庁への業者登録の義務付け
 - (ウ) 顧客の要請によらない電話・訪問による勧誘の禁止
 - (エ) 業者に対する取引に関する説明義務や財務規制等の整備
 - ・ 平成17年7月の施行に向けて、「金融先物取引法施行令」や「金融先物取引法施行規則」等の改正作業を進めています。
 - ・ 外国為替証拠金取引業者の検査・監督体制を図るため、新たに定員要求を行い、措置（6名）されました。
- 広報活動
 - ・ 平成17年1月19日、改正法の概要や施行までの注意すべきポイント等をまとめた「いわゆる外国為替証拠金取引について」を更新し、金融庁ホームページに掲載しました。（<http://www.fsa.go.jp/others/iwagai.html>）

4. 担当部局

総務企画局市場課、監督局（銀行第1課、証券課）、証券取引等監視委員会

平成 16 年度実施計画における関連政策

政策Ⅱ－１－(1)－① 投資サービスに関する制度整備

1. 政策名

証券市場の機能拡充

2. 評価結果の概要

- 取引所制度の検討については、金融審議会金融分科会第一部会の報告を受け、PTS（私設取引システム）に関する機能の拡充、グリーンシート（取扱有価証券）の位置付けの明確化、最良執行の確保等を内容とする証券取引法の改正を行ってきたところですが、当該改正の円滑な施行に向けて政省令の整備及び制度の周知等が必要です。また、資産の流動化についても、信託業法の改正に伴い、信託制度の整備について引き続き理解を求めることが必要です。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 証券市場の機能拡充のため、PTS、グリーンシート、最良執行制度の早期定着に向けて証券取引法等の一部改正に伴う関係政令の整備等を行うこととしました。また、資産の流動化の促進について、信託業法の改正及び信託業法施行令等を行うこととしました。

(2) 措置状況

- 取引所制度の検討
 - ・ 改正証券法の円滑な施行のため、PTS、グリーンシート、最良執行制度等を内容とする証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令等を公布しました。（17年2月16日）
 - ・ PTS、最良執行制度について講演会を行い制度の周知を図りました。（17年2月）
- 資産の流動化の促進
 - ・ 信託業法案を第159回国会に提出、第161回臨時国会の16年11月26日に成立し、16年12月30日に施行しました。
 - ・ 信託業法施行令等、信託業法の改正に伴う関係政令等を整備しました。（16年12月）
 - ・ 金融庁ホームページにおいて改正信託業法のコーナーを設け、信託業制度について理解を求めています。

4. 担当部局

総務企画局市場課、総務企画局企画課信用制度参事官室

平成 16 年度実施計画における関連政策

政策Ⅲ－１－(1)－② 証券市場等の機能拡充

1. 政策名

証券決済システムの改革

2. 評価結果の概要

- 証券市場の国際競争力の維持・向上のために、その制度的基盤である株式を含めた全ての種類の有価証券についての統一的証券決済法制の完成に向けて、①現行の株券保管振替制度に代わる新たな振替制度を整備すること、②株券のペーパーレス化を図ることの2点を主目的とした「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（以下、株式等決済合理化法）」が平成16年6月に公布されました。今後は、同法の円滑な実施を図るため、関係政省令の整備やシステム稼働に向けての実務面からの検討を行うことが必要です。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 上述の通り、株式等決済合理化法は平成16年6月に成立しましたが、今後は、政省令の整備を通じて振替制度の細部につき可及的速やかに（平成18年3月目途）完成を図ることとしました。また、安全で効率性の高い振替システム及び実務慣行の構築のために現在保管振替機関等実務者間で行われている検討を注視しつつ、必要に応じて協議に応じることとしました。

(2) 措置状況

- 政省令整備のための検討の場の設置及び政省令策定作業の開始
 - ・ 現在、政省令の策定作業を進めています。政省令で制定すべき事項の中には関係者間での検討を要するものも存在することから、平成16年8月に法務省や総務省等の関係省庁及び発行会社、市場関係者との間で協議する場を設置、月1～2回のペースで開催し、論点整理を行っています。
- 実務者間での協議に対する対応等
 - ・ 現在、一般債振替制度（制度稼動開始予定：平成18年1月）及び投信振替制度（制度稼動開始予定：平成19年1月）のシステム構築及び実務フロー見直しのための協議が保管振替機関を中心とした市場関係者間において開催されており、法令解釈等必要な検討事項について随時協議に応じています。また、一般債振替制度の稼動にあたって必要となる保管振替機関の業務規程の改正に係る予備的な審査も行っております。

4. 担当部局

総務企画局市場課

平成 16 年度実施計画における関連政策

政策Ⅲ－１－(2)－① 証券決済システムの改革

1. 政策名

中小企業金融の円滑化

2. 評価結果の概要

- 中小企業金融の円滑化に向けて、中小企業を含む健全な取引先に対する資金供給の一層の円滑化に努めることなどについて、金融機関との意見交換等の場において引き続き要請するとともに、「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」に寄せられた情報の十分な活用に努めるほか、検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕（以下、「マニュアル別冊」という。）の周知徹底を図り、同別冊に基づく中小企業の経営実態に即した的確な検査に努めるなど、適時適切な施策を行う必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 中小企業を含む健全な取引先に対する資金供給の一層の円滑化に努めることなどについて、金融機関に対し引き続き要請することとしました。また、「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」に寄せられた情報の十分な活用に努めるなど、適切な対応を行うこととしました。さらに、担保・保証に過度に依存しない融資など、円滑な資金仲介機能の発揮を促すこととしました。
- 平成 16 年 7 月 28 日に公表した平成 16 検査事務年度検査基本方針に基づき、マニュアル別冊の周知徹底を図ることとしました。
- 同方針に基づき、同別冊に基づく中小企業の経営実態に即した的確な検査に努めることとしました。
- 17 年度において、地域金融機関に対する深度ある検査を実施する目的等から、機構定員要求を行うこととしました。

(2) 措置状況

- 意見交換会等での資金供給の円滑化に関する要請等
 - ・ 金融機関代表者との意見交換会等において、金融機関に対し、健全な中小企業への資金供給の円滑化を要請するなど、あらゆる機会を通じて要請を行っています。また、「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」に寄せられた情報を検査・監督に活用しています。さらに、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に基づき、各金融機関が策定した機能強化計画について、中小企業金融の再生を促進する観点から、早期事業再生に向けた取組みや担保・保証に過度に依存しない融資に関する取組みなどの各種取組みが着実に実施されるよう、的確なフォローアップに努めました。
- マニュアル別冊の周知徹底

- ・ 中小企業金融の円滑化を図る観点から、以下のようにマニュアル別冊を周知徹底しました。

(ア) 16年7月から17年3月までに検査官に対し、マニュアル別冊についての研修等を重点的に実施し、周知徹底を図りました。

(イ) 16年7月から17年3月までに、各財務（支）局においてマニュアル別冊についての金融機関向け説明会を19回（延べ203機関参加）、借り手の中小企業経営者向け説明会を122回（延べ162団体参加）開催しました。

(ウ) 16年9月、金融庁幹部が各財務（支）局に出張した際、地元の商工団体等を訪問し、マニュアル別冊の説明を行いました。

(エ) 金融機関に対し、金融庁と金融機関団体との意見交換会や、16年12月の「中小企業金融の円滑化に関する意見交換会」及び17年2月の「年度末金融の円滑化に関する意見交換会」において、マニュアル別冊の周知を要請しました。

○ 中小企業の経営実態に即した検査の推進のための施策

- ・ 上記記載のマニュアル別冊の周知徹底のほか、以下のように中小企業の経営実態に即した検査の推進のための施策を講じました。

(ア) 地域金融機関については、マニュアル別冊等を踏まえ、中小企業再生の支援に向けた取組み状況を重点的に検証しています。

(イ) 各検査班にはマニュアル別冊の担当者を配置し、その運用状況を確認しています。

(ウ) マニュアル別冊を活用する検査については、検査モニターにおいて全ての被検査金融機関側から、別冊の運用状況の適切性を確認しています。

○ 機構・定員

- ・ 地域金融機関に対する深度ある検査を実施する目的等から、17年度機構・定員要求を行い、措置（11名）されました。

4. 担当部局

監督局総務課、総務課協同組織金融室、銀行第1課、銀行第2課、
総務企画局政策課、検査局総務課

平成16年度実施計画における関連政策

政策Ⅲ－1－(3)－① 中小企業金融の円滑化

1. 政策名

規制改革推進 3 か年計画（再改定）の着実な実施

2. 評価結果の概要

- 「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」（16 年 3 月 閣議決定）に記載された各項目について、明示した実施予定時期までに必要な措置を講じるとともに、構造改革特別区域における規制の特例措置の新たな提案、地域再生における支援措置の提案も考慮しながら規制改革を進める必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」（16 年 3 月 閣議決定）に記載された各項目を着実に実施するとともに、年 2 回の集中受付月間に寄せられた規制改革等要望に対応するなど規制改革を進めることとしました。
- 上記内容について、「規制改革・民間開放 3 か年計画（改定）」（平成 17 年 3 月 閣議決定）に反映しました。

(2) 措置状況

- 「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」に掲げられた金融庁関連の個別事項の着実な実施
 - ・ 英語での開示書類の提出の容認<16 年度中に措置>については、第 162 回通常国会に「証券取引法の一部を改正する法律案」を提出しました。
 - ・ 「投資サービス法」（資本市場分野を横断的にカバーできる投資者保護法制）の構築<逐次検討・結論>については、現在の証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号）を改組して、銀行取引・保険取引以外の分野（＝資本市場分野）を横断的にカバーできる投資者保護法制（投資サービス法〔仮称〕）を構築する（平成 17 年度以降逐次結論・措置）こととし、金融審議会金融分科会第一部会において検討を行いました。
 - ・ 銀行による保険商品の販売規制の更なる緩和<16 年度結論を踏まえ措置>については、金融審議会金融分科会第二部会の報告（16 年 3 月）において、報告後例えば 1 年後から段階的に行うこととし、遅くとも 3 年後には原則として全ての保険商品を取り扱えるようにするよう提言されており、こうしたスケジュールを念頭に置きつつ、銀行等が販売可能な保険商品の範囲拡大及び適切な弊害防止措置について早急に措置すべく、調整を行っています。
 - ・ 銀行代理店における資本関係規制等の見直し<16 年度中に措置>については、累次の規制改革等の一環として、具体的な検討が行われてきた事項であり、銀行代理店制度の見直し等を内容とする「銀行法等の一部を改正する法律案」について、法案提出に向けて準備を進めています。
- 構造改革特別区域における規制の特例措置の新たな提案、地域再生における支援

措置

- ・ 構造改革特区提案募集（第五次）において民間から寄せられた意見を受け、特区において講じることが可能となる規制の特例措置として、「地域通貨に対する前払式証票法の事前登録要件の緩和」を新たに設けました（「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」平成16年12月閣議決定）。

4. 担当部局

総務企画局政策課

平成16年度実施計画における関連政策

政策Ⅲ－2－(1)－① 規制改革の着実な実施

1. 政策名

金融行政の透明性の向上に向けた情報発信

2. 評価結果の概要

- 「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」（以下「マニュアル別冊」という。）については、引き続き周知を図っていく必要があります。
今後とも、検査マニュアルの策定・改訂にあたっては、適切に情報発信していく必要があると考えます。
- 事務ガイドライン等の改正を行った場合には、引き続き、速やかにその趣旨、内容を公表することによって、行政の透明性を確保する必要があります。
- ノーアクションレター制度については、今後、更に金融分野における新商品・サービスの創出が活発に行われることが予想され、照会に対して引き続き適切に対応していく必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 金融機関及び借り手の中小企業に対し、マニュアル別冊の浸透を図るべく、引き続き、別冊周知のための取組みを推進することとしました。（政策Ⅲ－①－(3)－①）
- 金融行政の透明性の向上等の考えの下、検査の実施手続をより一層明確化するために、「検査手続に係る指針」を策定し、それを公表することとしました。
- 引き続き、事務ガイドライン等の改正を行った場合には、速やかにその趣旨、内容を公表することによって、行政の透明性を確保することとしました。
- ノーアクションレター制度については、照会に対して「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」に則り、引き続き適切に対応することとしました。
- 「金融改革プログラム」（16年12月公表）における取組みとして、「ノーアクションレター制度の活用促進」を掲げることとしました。

(2) 措置状況

- マニュアル別冊の周知徹底
（政策Ⅲ－１－(3)－①）「中小企業金融円滑化」の措置状況に記載）
- 検査手続に係る指針の策定・公表
 - ・ 金融改革プログラム工程表（平成17年3月29日公表）において、「平成17事務年度からの検査への適用に向け、『検査手続に係る指針（検査実施における行動規

範)』を策定・公表」することを掲げました。また、本指針の検討にあたって、金融機関の業界団体等からヒアリングを行いました。

○ 事務ガイドライン等の改正等

- ・ 16年7月から17年3月までに行った事務ガイドライン等の改正等(25件)について、速やかにその趣旨、内容を公表することによって、行政の透明性の確保に努めました。

○ ノーアクションレター制度の運用状況

- ・ ノーアクションレター制度については、全ての照会に対して「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」に定める回答期間内に回答を行うとともに、同細則に基づき、照会者から照会及び回答内容の公開延期の要望がなされ、要望に合理的な理由が認められたものについては、公開を延期しました。

○ ノーアクションレター制度の活用促進

- ・ 「金融改革プログラム工程表」(17年3月公表)において、「ノーアクションレター制度の活用促進」の16年度の具体的取組みとして、以下の内容を掲げるとともに、予定どおり実施しました。
 - (7) 「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」の英訳(仮訳)を作成・公表(17年2月)
 - (1) アクセス FSA(金融庁広報誌)による広報等により、ノーアクションレター制度の概要を周知(17年3月)

4. 担当部局

検査局総務課

監督局総務課

平成16年度実施計画における関連政策

政策Ⅲ-1-(3)-① 中小企業金融の円滑化

政策Ⅲ-2-(1)-② 金融行政の透明性の向上に向けた情報発信

1. 政策名

信託業のあり方についての見直し

2. 評価結果の概要

- 15年7月の金融審議会第二部会において、①受託可能財産の拡大、②信託業の担い手の拡大、③受益者保護等のための整備、等を主な内容とする「信託業のあり方に関する中間報告書」が取りまとめられ、この報告を受け、第159回通常国会に「信託業法案」を提出(16年3月)したところです。(信託業法案は第159回通常国会の会期末に閉会中審査案件とされています。)

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 企業の資金調達手段を多様化するなど金融の一層の円滑を図るための環境整備を進める観点から、金融審議会第二部会の中間報告(15年7月)を受けて、信託業法案を国会に提出することとしました。

(2) 措置状況

- 信託業法等の施行
 - ・ 信託業法案を第159回通常国会に提出、第161回臨時国会の16年11月に成立し、16年12月に施行しました。
 - ・ 信託業法施行令等、信託業法の改正に伴う関係政令等を整備(16年12月末)しました。
 - ・ 信託業法の施行に伴い、「信託会社等に関する総合的な監督指針」を公表(16年12月末)しました。
- 信託業法等の周知等
 - ・ 金融庁ホームページのアクセスFSAに「信託業法の概要」等を掲載するとともに、改正信託業法のコーナーを設け、関係法令や諸手続きを説明するなど、信託業法等について周知を行っています。
- 信託会社等への免許の付与等
 - ・ 信託業法の施行後、17年3月31日までの間、信託契約代理店28件の登録及び信託受益権販売業者15件の登録を行いました。

4. 担当部局

総務企画局企画課信用制度参事官室、監督局銀行第一課

平成 16 年度実施計画における関連政策
Ⅲ－２－(2)－② 信託制度の整備

1. 政策名

マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の強化

2. 評価結果の概要

- 疑わしい取引に関する情報をより多く犯罪捜査等に結びつけるためには、質の高い情報がより多く届け出られる必要があり、疑わしい取引の届出制度について、金融機関等のより深い理解・協力が得られるように、今後とも対象となる金融機関等の範囲を拡大して、意見交換会及び研修会等を積極的に実施していく必要があります。
- 大量の届出の中から捜査に役立つ情報を選んで、迅速かつ的確に捜査機関等に提供して有効に犯罪捜査等に結びつけるためには、金融庁の整理・分析能力を強化する必要があるとともに捜査機関等の法執行当局との意見交換を行う必要があります。
また、現行システムの維持、運用及び処理能力を高めるとともに、増加する届出件数に対応するため、予算（機構定員）要求を行う必要があります。
- マネー・ローンダリング及びテロ資金対策には国際的な協力体制を推進することが不可欠であるため、今後とも、OECD事務局内に事務局を置くマネー・ローンダリング対策に関する金融活動作業部会（FATF）等の国際会議に積極的に参加するとともに、マネー・ローンダリングに関する情報の一元的な管理等を行っているより多くの外国の担当当局（FIU）との間で情報交換の枠組みに合意して、情報交換を進める必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- より多くの金融機関等の理解・協力を得るため、引き続き研修会や意見交換会を実施するとともに、対象となる金融機関等の範囲を拡大することとしました。
- 犯罪捜査等に有益な情報をより多く捜査機関等に提供するために、分析能力の強化を図る体制整備を行うとともに、増加する届出件数に対応するため予算（機構定員）要求を行うこととしました。また、引き続き捜査機関等の法執行当局との意見交換も行うこととしました。
- 諸外国との連携・協調及び外国FIUとの情報交換についても、引き続き取り組むこととしました。

(2) 措置状況

- 金融機関等向け「疑わしい取引の届出」研修会及び意見交換会の実施
 - ・ 平成16年10月から12月にかけて、国内各地において、「疑わしい取引の届出」に関する研修会を実施しました。特に、郵政公社については、支社等へも参加を呼びかけ多数の参加者を得ました。

- ・ 今後とも、様々な金融機関等向けに研修会及び意見交換会を実施することとしています。
- 捜査機関等法執行当局との意見交換
 - ・ 関係法執行当局と意見交換会を開催しました。
 - ・ 今後とも、積極的に意見交換会を行うこととしています。
- 分析能力強化のための体制整備
 - ・ 大量の疑わしい取引の届出に関する情報を整理・分析するためのシステムの維持及び処理能力向上のため、17年度予算要求を行い、予算措置（63百万円）されました。また、整理・分析のため定員要求を行い、措置（1名）されました。
 - ・ 今後とも、分析能力の強化を図る体制整備に向けて予算要求等を行っていくこととしています。
- 外国との連携等
 - ・ 16年7月にシンガポールF I Uと、12月に米国F I Uとの間で情報交換取極を締結しました。
 - ・ 17年2月にF A T Fのアジア・太平洋地域N C C T（マネー・ローンダリング非協力国・地域）レビューグループ議長として、2ヶ国・1地域（インドネシア共和国、フィリピン共和国、クック諸島）をマネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域のリストから解除することに主導的役割を果たすなど、諸外国との協調関係等の構築に努めました。
 - ・ F A T Fが定めるマネー・ローンダリング、テロ資金対策の基本的な枠組みである勧告の改定を受け、16年末の国際テロ対策幹事会において、F A T F改定勧告の来年夏までの国内実施が決定されたことから、関係各課と協力し、改定勧告の遵守状況について、関係業界に調査を行うとともに、改定勧告のうち対応が必要なものの洗い出しを行い、必要に応じ、関係省庁と国内実施のための調整を行うこととしています。
 - ・ F A T Fのアジア太平洋地域版であるA P G（アジア太平洋マネー・ローンダリング対策グループ）の共同議長として、同事務局と連携し、組織・予算・総会の議事等の重要な方針の検討を行うとともに、今後とも、これら重要要件に関し、各国との調整にイニシアティブを発揮していくこととしています。

4. 担当部局

総務企画局総務課特定金融情報室

平成16年度実施計画における関連政策

政策Ⅲ-3-(1)-① マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の強化

業務支援基盤整備に係る政策

政策 1-(1)-①

1. 政策名

専門的研修の実施

2. 評価結果の概要

- 業務の必要性や研修内容に関する庁内各局からの意見等を踏まえ、既存研修の見直しや研修カリキュラムの精査を行うなどにより充実を図っていますが、今後も金融業務の高度化等に的確に対応し得るよう研修手法を検討し、効果的かつ効率的な研修実施体制の実現に向けた取組みを行うことが必要です。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 今後も金融環境の変化に的確に対応すべく、研修手法を検討するとともに、研修コースの新設及び整理・拡充を行うなど、引き続き効果的かつ効率的な研修の実施に努めることとしました。

(2) 措置状況

- 研修コースの新設及び整理・拡充
 - ・ 平成16年7月以降、新たに公認会計士監査検査事務研修などを新設するとともに、検査手法の充実や検査能力の向上を図る観点から、金融検査基礎研修等の金融検査階層別研修について、研修受講後の検査実務で経験した事項のフォローアップを行うため実施時期を2分割とし、従来の7月期に加え12月期についても実施するなどの拡充を図りました。
 - ・ 証券取引法の改正により、従来の業務に加え、新たに「課徴金制度」に関する業務が17年度から開始されることから課徴金調査実務研修の新設等のため17年度予算要求を行い、予算措置（10百万円）されました。
- 通信研修の導入
 - ・ 業務の繁忙等から集合研修に参加できない職員に対し、研修機会の拡充を図るために、15年度より通信研修を新しい研修手法として導入し、16年度は簿記1級コース、公認会計士コース、証券アナリストコースの3コースを実施しました。
なお、通信研修の更なる充実を図るため、既存コースの受講者数の拡充と新コース設置のための17年度予算要求を行い、予算措置（3百万円）されました。

4. 担当部局

総務企画局政策課開発研修室

平成16年度実施計画における関連政策

業務支援基盤整備に係る政策1-(1)-① 専門的研修の実施

1. 政策名

行政手続きのオンライン化の推進

2. 評価結果の概要

- 「行政情報の電子的提供業務及び電子申請等受付業務の業務・システム見直し方針」（平成 16 年 7 月 29 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議幹事会決定。）に則り必要な措置を講ずるとともに、広報誌・関係団体等を通じオンライン利用が可能な手続きやその利用方法を周知するなどにより、オンライン利用の普及向上に取り組む必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 引き続きオンライン利用促進のための広報、普及活動の推進に努めるとともに「電子申請・届出システム」の運用・保守のための平成 17 年度予算要求を行うこととしました。
なお、「金融改革プログラム」（平成 16 年 12 月）においても「行政の電子化等により行政コストの軽減を図り、金融市場の参加者や利用者にとって利便性の高い効率的な金融行政を推進する。」とされたところです。

(2) 措置状況

- 電子政府に関する広報、普及活動の推進
 - ・ 「電子政府に関する広報、普及活動の推進について」（平成 16 年 9 月 15 日各府省情報統括責任者（CIO）連絡会議決定）を受けて、
 - (ア) 広報誌、関係団体との意見交換会を通じた周知
 - (イ) 全国の 10 財務（支）局の協力のもと信用金庫及び信用組合等金融機関に対する証券外務員の登録申請等の電子申請に係る説明会
 - (ウ) 財務局登録貸金業者及び前払式証票第三者型発行者に対する電子申請に関するアンケート調査を実施しました。
その他、預金取扱金融機関等に係るオフサイト・モニタリング報告、疑わしい取引の届出について、対象金融機関に対しオンライン報告・届出への切り替えを要請しました。
以上の施策を実施することにより、利用促進のための広報、普及活動の推進、利用者ニーズの把握に努めました。
- システムの運用・保守に関する予算
 - ・ 「金融庁電子申請・届出システム」の運用・保守のための予算要求を行い、予算措置（127 百万円）されました。

4. 担当部局

総務企画局総務課情報化・業務企画室

平成 16 年度実施計画における関連政策

業務支援基盤に係る政策 2-(1)-① 行政事務の電子化

政策 2-(2)-①

1. 政策名

行政事務の電子化

2. 評価結果の概要

- IT関連の庁内における体制整備については、情報化統括責任者（CIO）補佐官を採用し、庁内の関係部局との連携のもとで推進体制を敷いたところです。今後この体制の実効性を確保することに努める必要があります。
- 「電子政府構築計画」（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、平成16年6月14日一部改定。）を受け、当庁の主要な業務・システム（下表参照。）については、情報化統括責任者（CIO）補佐官の支援を受けつつ、中長期的視野に立って時代の変化を見据えた見直しを行い、「業務・システム最適化計画」の策定に取り組む必要があります。

主要な業務の名称	システムの名称
金融検査及び監督業務	金融検査監督データシステム モニタリング・システム
証券取引等監視等に関する業務	証券総合システム
疑わしい取引の届出に関する業務	特定金融情報データベースシステム
有価証券報告書等に関する業務	E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork)

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 「金融改革プログラム」（平成16年12月）において「行政の電子化等により行政コストの軽減を図り、金融市場の参加者や利用者にとって利便性の高い効率的な金融行政を推進する。」とされており、情報システム調達への体制強化のため、情報化統括責任者（CIO）補佐官の関与も含めた検討を行うこととしました。
- また、情報化統括責任者（CIO）補佐官や専門的な能力を有する外部のコンサルティング業者の支援を受けつつ、引き続き「業務・システム最適化計画」の策定に取り組むこととしました。

(2) 措置状況

- 情報システム調達の適正化
 - ・ 情報システム調達への体制を強化するため、情報化統括責任者（CIO）補佐官が開発から運用・保守及び実績評価に関与することとしました。
- 業務・システムの最適化
 - ・ 「業務・システム最適化計画」については、平成17年度末までのできる限り早

期に策定することとしており、専門的な能力を有する外部のコンサルティング業者の支援のもと、現行の業務・システムを分析し、業務横断的な情報連携を視野に入れた全体最適の観点に立って、見直し方針の策定に取り組んでいます。

- 「業務・システム最適化計画」支援業務に関する予算
 - ・ 「業務・システム最適化計画」の策定に係る業務のうち、当庁職員のみでは実現が困難なものについて、外部のコンサルティング業者から情報技術や業務分析手法等に関する支援業務を委託するための予算要求を行い、予算措置（128百万円）されました。

4. 担当部局

総務企画局総務課情報化・業務企画室

監督局総務課、協同組織金融室、金融危機対応室、銀行監督第一課、銀行監督第二課、保険課、証券課

検査局総務課

証券取引等監視委員会事務局

平成16年度実施計画における関連政策

業務支援基盤に係る政策 2-(1)-① 行政事務の電子化

1. 政策名

専門性の高い調査研究の実施

2. 評価結果の概要

- 職員の専門性・先見性の向上を図っていくためには、研究成果の庁内へのフィードバック・関係部局との相互交流をより一層充実させる必要があり、そのためには予算要求（研究会関係費の増額）も必要です。

また、民間との情報交流をより充実させていくことも重要であり、加えて、引き続き、学識経験者(大学教授)であるセンター長の指導のもと、研究活動の更なる向上、国内外の学界との交流を図っていく必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 研究会を一層充実したものとするために、平成 17 年度予算における金融研究会関係経費の増額要求を行うこととしました。
- 民間との情報交流をより充実させ、また、庁内へのフィードバック・関係部局との相互交流の一層の促進を図ることとしました。
- センター長の専門的知見に基づく指導のもと、研究活動の更なる向上、国内外の研究者等との交流を図ることとしました。

(2) 措置状況

- 平成 17 年度予算要求
 - ・ 17 年度予算要求において、金融研究会関係経費の増額要求を行い、予算措置(4.7 百万円の増額)されました。
- 民間との情報交流
 - ・ センターにおける研究活動の一環として 3 研究会を立ち上げ、大学や民間のシンクタンク等からメンバーやプレゼンターを招き、合計で 11 回の研究会を開催したほか、様々な分野の民間実務家・研究者等を講師とする庁内職員が自由に参加できる勉強会を計 13 回（開始以来の通算では 75 回）開催し、民間との情報交流の促進を図りました。
- 研究成果の庁内へのフィードバック・関係部局との相互交流
 - ・ 研究官等による研究論文の執筆（7 本）、国際会議への参画、庁内各局からの要請に基づく専門的知識、技術の提供等により、研究成果のフィードバック及び関係部局との相互交流の一層の促進を図りました。
また、研究会や勉強会では、いずれも庁内職員参加のもと外部の有識者を交えて活発かつ有益な議論を展開し、庁内に有意義な議論の場を提供できたと考えます。

○ 海外の研究者との交流

- ・ 研究会での海外からのプレゼンター招聘、研究官等の国際会議への参画、英訳した研究論文（7本）概要のホームページへの掲載等により海外の研究者等との情報交流を図りました。

4. 担当部局

総務企画局政策課研究開発室

平成16年度実施計画における関連政策

業務支援基盤整備に係る政策 1-(1)-② 民間との情報交流

業務支援基盤整備に係る政策 2-(2)-① 専門性の高い調査研究の実施

1. 政策名

金融研究研修センターの機能拡充

2. 評価結果の概要

- 職員の専門性・先見性の向上を図るためには、金融庁外においても活発な議論を喚起することが不可欠であり、その前提となる情報の対外発信については、引き続きセンター長指導のもと積極的に行う必要があります。また、そのための関係経費について平成17年度予算要求(増額要求)を行う必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 今後とも引き続き、センター長の専門的知見に基づく指導のもと、国内外への情報発信を積極的に行っていくこととしました。
- 平成17年度予算要求において、研究成果公表の充実化と国際コンファレンス開催のために、開催経費の予算要求を行うこととしました。

(2) 措置状況

- 国内外への情報発信
 - ・ 平成16年12月に、金融研究研修センターとして初の論文集(年報)となる「FSAリサーチ・レビュー」を刊行し、研究機関、主要大学図書館、民間シンクタンク等約500箇所に配布したほか、金融庁ホームページにも掲載しました。
また、16年11月には研究論文(ディスカッション・ペーパー)を公表し、年報に掲載した論文と合計すると7本の論文の公表を行いました。
なお、上記7本の論文全ての概要を英訳してホームページに掲載し、海外の研究者・学識者への情報発信も行いました。
 - ・ 研究官が日本金融学会(16年9月)で報告を行ったほか、情報ネットワーク法学会の学会誌(2004年7月号)に論文を掲載し、各種学会での情報発信を行いました。
 - ・ 研究官等が、バーゼル銀行監督委員会会合等の国際会議に参画し、国際会議における当庁の存在感を高めることに貢献したほか、海外への情報発信の観点からも重要な役割を果たしました。
 - ・ 研究官を大学等が開催する金融関係講座へ講師として派遣し、その専門的知見や金融の最新情報を提供しました。
- 平成17年度予算要求
 - ・ 17年度予算要求において、研究論文公表関係経費の増額要求と国際コンファレンス開催経費の新規要求を行い、国際コンファレンス開催経費については予算措置(6.4百万円)されました。

4. 担当部局

総務企画局政策課研究開発室

平成 16 年度実施計画における関連政策

業務支援基盤整備に係る政策 1-(1)-② 民間との情報交流

業務支援基盤整備に係る政策 2-(2)-① 専門性の高い調査研究の実施

**Ⅱ 16年度事業評価の評価結果に
基づく反映状況**

1. 事業名

地域再生計画と連携した投資家教育プロジェクト

2. 評価結果の概要

- 地域再生計画との連携によって地域経済の活性化等を目指すこと、金融商品・サービスが多様化する中、国民がその内容を理解した上で自らの判断と責任で主体的に金融商品・サービス等を選択できるよう、金融の仕組みや取引ルール等に対する国民の知識・理解を深めることを目的としています。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 政府は現在、地域再生の推進に向けた取組みを進めていますが、「地域再生推進のためのプログラム」（平成16年2月27日地域再生本部決定）では、国が講じるべき金融庁関連の支援措置の1つとして、「投資家教育プロジェクトとの連携」（＝自治体が行う投資家教育プロジェクトへの副教材の提供、講師派遣等）が盛り込まれており、そのための予算要求を行うこととしました。

(2) 措置状況

- シンポジウムの開催等
 - ・ 本支援措置を内容とする地域再生計画の認定を受けた自治体（大阪府・高槻市、千葉県）に対し、支援の一環として、「金融経済教育を考えるシンポジウム」の開催、副教材の提供及び研修講師の派遣を行うための17年度予算要求を行った結果、措置（7百万円）されました。

4. 担当部局

総務企画局政策課

平成16年度実施計画における関連政策

政策Ⅱ－1－(2)－① 各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどに係る情報の提供

1. 事業名

マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策に係るコンピュータ・システムの機能改善

2. 評価結果の概要

- 近時は届出件数が急激に増加するとともに、犯罪情勢も変容していることから、届け出られた大量の情報を迅速かつ的確に整理・分析し、効率的かつ効果的に犯罪捜査等に結びつけるためには、データベース・システムの機能改善を早急に行う必要があります。
- データベース・システムの整理・分析機能の改善を続けることにより、届出件数の増加に対応するとともに、届出に含まれる情報を的確かつ効率的に処理を行うことが可能となります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 年々大きく増加する疑わしい取引の届出件数や日々刻々と変化する犯罪の態様に対処するためには、特定金融情報データベースシステムの機能を段階的に改善・運用することが不可欠であることから、これに対応するため、平成 17 年度予算要求を行うこととしました。

(2) 措置状況

- 特定金融情報データベース・システムの改善・運用
 - ・ 大量の疑わしい取引の届出に関する情報を効率的に整理・分析するため、引き続き 17 年度予算要求を行い、予算措置（63 百万円）されました。
 - ・ 今後とも、捜査機関等へ的確かつ迅速に、犯罪捜査等に有効な情報を提供すべく、機能の追加改善を行っていく予定です。

4. 担当部局

総務企画局総務課特定金融情報室

平成 16 年度実施計画における関連政策

政策 Ⅲ－3－(1)－① マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の強化

1. 事業名

新興市場国当局者を対象とした金融行政研修

2. 評価結果の概要

- 金融の国際化・一体化が急速に進展する中、我が国の経験を踏まえた金融制度のあり方、検査・監督等の実務についての技術支援を実施することを通じて、アジアの新興市場国の金融システムの安定や健全な発展を図ることは重要であり、今後とも支援ニーズの増加や多様化に積極的に対応することが必要です。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- アジアの新興市場国の金融規制・監督当局への技術支援を適切に行うため、平成16事務年度においても、当庁実施研修事業の参加者に対するアンケート調査や、新興市場国の金融市場・金融監督制度の現状や課題を把握するための各種調査を実施し、必要に応じて研修内容を適切に見直すこととしました。

(2) 措置状況

- 新興市場国当局者を対象とした金融行政研修のための体制整備
 - ・ 17年度予算要求を行った結果、保険監督者セミナー、預金保険セミナーについて予算措置（12百万円）されました。

4. 担当部局

総務企画局国際課

平成16年度実施計画における関連政策

政策 I-2-(2)-② 新興市場国の金融当局への技術支援

1. 事業名

オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化

2. 評価結果の概要

- コンピュータ・システムを活用することで、監督部局の限られた人員により、検査と検査の間においても金融機関等の経営状況の継続的な把握などのオフサイト・モニタリングを的確に実施することが可能です。

- 新BIS規制（バーゼルⅡ）の実施等、新たな行政課題に対応できる柔軟性・拡張性のあるモニタリング・システムの整備は、監督手法の更なる向上に寄与するものと考えます。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 金融機関のバーゼルⅡに基づく予備計算結果を踏まえて新たなリスク管理手法に沿った監督が必要となるため、平成17年度予算要求を行い、徴収項目の変更等を含めコンピュータ・システムの機能強化を行うこととしました。

(2) 措置状況

- モニタリング・システムの機能強化
 - ・ バーゼルⅡの実施に伴うコンピュータ・システムの機能強化等について、17年度予算要求を行い、予算措置（319百万円）されました。
 - ・ 今後とも、金融機関等に対し、財務会計情報及びリスク情報等について継続的に報告を求め、金融機関等の経営の健全性の状況を常時把握していく予定です。

4. 担当部局

監督局 総務課監督調査室、総務課協同組織金融室、銀行第1課、銀行第2課、保険課、証券課

平成16年度実施計画における関連政策

政策Ⅰ－1－(2)－② 効果的なオフサイト・モニタリングの実施

1. 事業名

公認会計士試験に係るコンピュータ・システムの構築

2. 評価結果の概要

- 平成 18 年からの新試験においては、試験体系の簡素化や試験科目の免除等により、さらに多様な受験生が多数受験することが見込まれており、コンピュータ・システムの開発により受験者等へのサービスの向上及び事務効率の向上を図るために必要な情報処理が可能となります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 平成 18 年からの新試験に対応するため、開発及び開発工程管理等に必要な経費について平成 17 年度予算要求を行うこととしたほか、保守・運用経費については、複数年契約を前提として国庫債務負担行為として予算要求を行うこととしました。

(2) 措置状況

- 公認会計士試験システムの構築

- ・ 平成 17 年度予算要求を行った結果、以下のとおり予算措置されました。

- ①開発及び開発工程管理等 200 百万円

- ②運用・保守（国庫債務負担行為） 352 百万円

- うち平成 17 年度予算措置額 61 百万円

今後、受験者数の増加への対応や多角的データ分析を可能とするため、外部委託業者によるシステム構築を行い、平成 18 年の新試験から運用を図ることを予定しています。

4. 担当部局

公認会計士・監査審査会事務局総務試験室

平成 16 年度実施計画における関連政策

政策Ⅱ－1－(4)－③ 公認会計士監査の充実・強化

